トエ4L-29

清國通商綜覽

明治辛卯歲晚

清國上海日清貿易研究所編纂

292.2
N861s

清國通商綜纜 一名日清貿易必携 目錄

第一編附錄第一

支那農工商史……一
太古世紀(自原人至帝嚳)……一
人種の蕃殖……二
蕃殖の初期……二
文明の創始……三
南北の勢力……五
國家の成立……七
建國……七
國體……九

第一編 附錄目錄 一

34117

社會の發達……十丁
漁獵世期……十一丁
農耕世期……十三丁
封建の成立……十五丁
風俗……十五丁
飲食……十六丁
衣服……十六丁
家屋……十七丁
邑里……十七丁
言語……十八丁
婚姻……十八丁
喪祭……十八丁
宗教……十八丁
學術及技藝……十九丁
易……十九丁
天文學……二十丁
曆學……二十一丁
算數學……二十二丁
醫學……二十二丁
文字……二十一丁
音樂……二十三丁
農業……二十三丁
起原……二十三丁
農具……二十四丁

曆象の應用……二十四丁
工業……二十四丁
製器
鑄造
紡織
美術
商業……二十六丁
商勢
諸貨幣
上古世紀(自唐堯至秦)……二十六丁
國勢の推移
天文及哲學の進歩
教育……三十五丁
人民の氣象
井田……三十五丁
唐虞夏殷周の異同……三十六丁
遂溝洫澮の用
頒田の差……三十七丁
還受法……三十八丁
井田は萬事の基本……三十八丁
井田法の誤駁……三十九丁
農政の密驚くへし……四十丁
官設工場……四十二丁
官設工場の意旨……四十二丁

諸工事の進歩……四十三丁
鑄造業……四十四丁
鑄造業の濫觴……四十四丁
鐵業漸く振ふ……四十四丁
紡績業……四十五丁
官紡績を奬勵す……四十五丁
婦女の成風……四十六丁
山澤保護……四十七丁
保護法の創始……四十七丁
殷周の制……四十七丁
製鹽業……四十九丁
鹽の種類及産地……五十丁
管仲の鹽業奬勵……五十一丁
市……五十一丁
市の起因……五十二丁
周の市制……五十二丁
泉府……五十三丁
太公望の中央銀行及其作用……五十四丁
關門……五十六丁
關門の目的及出入の則……五十七丁
貨幣……五十九丁
布帛貨の廢止……六十丁
青銅貨出つ……六十丁
周貨幣……六十一丁

銅錢の權輿……六十二丁
紙幣濫觴……六十四丁
總論……六十五丁
本世紀農工商の經過を通論す
中古世紀(自秦初至宋終)……七十二丁
國勢の推移……七十三丁
封建の破壞
宦官慘毒の原
唐の欠典
宋儒の黨爭
文學の變遷……七十六丁
秦坑の禍毒
漢儒の學風
宋學の隆盛
商政……七十八丁
農本商末主義
司馬遷の崇富論
隋商制の寬
西漢文帝の農業保護……八十二丁
賣爵令の權輿……八十三丁
十三年間の免租……八十四丁
西漢武帝の農業奬勵……八十五丁
犁牛法……八十五丁
二千餘年前の代田法……八十五丁

農學校……八十六丁
漢の限田法……八十七丁
限田法の主旨……八十七丁
仝法の四利……八十八丁
私欲世を害ふ……八十八丁
王莽の田法……八十九丁
分畝酷刑……八十九丁
均田法……九十一丁
晋の均田法……九十一丁
後魏均田法を復す……九十一丁
還受の制……九十一丁
唐の均田法……九十四丁
漢武均輸平準法……九十五丁
均輸平準法の主意……九十六丁
二千年前一種の國會……九十七丁
王莽の五均官……九十八丁
五均の方法……百一丁
人民の嗟怨……百一丁
鐵政……百二丁
鐵の勢力……百二丁
權鐵起る……百三丁
鹽政……百三丁
鹽味苦惡民の淡食……百三丁
三國の權鹽……百四丁

権法の一變……百六丁
亭戸の起原……六丁
劉晏の眞法……六丁
鹽制の張弛……八丁
鹽罪の刑酷……九丁
俵散法始る……九丁
池鹽耕種法……十丁
虚估加擡法……十二丁
引法各種……十五丁
分數法……十五丁
鍋戸法起る……十六丁
金國の鹽政……十六丁
酒政……十七丁
禁酒主意……十七丁
王莽及唐の酒政……十七丁
麴脚錢……十九丁
樸買法……二十一丁
隔槽法……二十二丁
茶政……二十四丁
権茶の起原……二十五丁
園戸出つ……二十五丁
交引……二十六丁
貼射法……二十八丁
見錢法……二十九丁

嘉祐の通商法……百十三丁
短引長引の用……百三十一丁
茶荊甚た重……百三十二丁
宋王安石の新法……百三十四丁
青苗法……百三十六丁
免役法……百四十丁
農田水利法……百四十六丁
宋太祖の善政……百四十七丁
安石の農田法……百四十八丁
水利說の起原……百五十一丁
安石の水利法……百五十二丁
市易法……百五十四丁
市易法の原由……百五十四丁
市易法の說明……百五十四丁
免行錢……百五十六丁
貨幣……百五十八丁
秦漢の貨制……百五十九丁
王莽の二十七幣……百六十二丁
晉の貨制……百六十三丁
年號錢文の嚆矢……百六十四丁
梁武の鐵錢……百六十五丁
隋の貨制……百六十七丁
貨制一變の一大機……百六十七丁
唐宋の貨制一變の一大機……百七十丁

唐宋の貨制……百七十一丁
錢荒……百七十一丁
遼金の貨制……百七十二丁
紙幣……百七十三丁
紙幣の起原……百七十四丁
交子兩界の發端……百七十五丁
川引……百七十五丁
淮交……百七十六丁
湖會……百七十七丁
行在會子……百七十八丁
金の紙幣及兌換法……百七十九丁
外國貿易……百八十二丁
陸上貿易……百八十三丁
海上貿易……百九十丁
中古世紀總論……百九十四丁
本世紀農工商の經過を通論す
近古世紀(自元初至明終)……二百十二丁
國勢の推移……二百十二丁
歷史上の大變……
佛敎大に振ふ……
明太祖の宏謨……
商政……二百十四丁
農本商末の經過……
元商政の大革新……

貨幣……十八
元の新錢……二百十七丁
金の遺法
銀錠の濫觴・
元銅錢を廢す
元の紙幣……二百十九丁
紙幣收放法
銀貨行る……二百二十丁
十一等の新鈔
紙幣濫發の害……二百二十一丁
累朝農業奬勵……二百二十二丁
遼金の農業……二百二十三丁
元の鹽政……二百二十八丁
鹽制地區及製額……二百二十九丁
鹽情の經過……二百三十丁
元の茶政……二百三十一丁
引制
課額增加酷たし……二百三十三丁
茶額
茶額の激增
元の海外貿易……二百三十四丁
海上貿易の一大變輸入稅官利權を
奪ふ
歐洲との交通……二百三十六丁

東西先鞭の歐人
日本の探行
總論……二百三十八丁
元代農商工の經過を通論す
明の金銀貨……二百四十一丁
金銀貨益行はるゝ
銀納租稅の權輿
銀大に勢光を發す……二百四十二丁
明の銅錢……二百四十三丁
錢制鑄額錢勢を失す……二百四十四丁
政府錢利を貪る……二百四十六丁
明の紙幣……二百四十六丁
紙幣制……二百四十七丁
鈔銀の差八十倍紙幣自ら滅す萬古の
奇事……二百四十八丁
明祖土田を覈實す……二百四十九丁
支那歷代の通法……二百四十九丁
明太祖の農政……二百四十九丁
明の鹽政……二百五十三丁
鹽政及鹽額……二百五十三丁
鹽の種類……二百五十四丁
開中法行る……二百五十五丁
明の茶政……二百五十五丁
茶馬交易……二百五十九丁
……二百六十丁

茶馬の弊生す……二百六十一丁
明の馬市……二百六十二丁
馬市の三處交易法
英宗土木の變……二百六十四丁
明の外國貿易……二百六十四丁
貿易の制通商諸國
總論……二百六十七丁
明代農工業の經過を通論す
第一編附錄第二
日清貿易沿革略史……二百七十三丁
日清交易の起原より幕末に至る事實
經過を總叙す
第一編附錄第三
上海英米居留地規則……二百九十一丁
仝附例……三百十五丁
第一編附錄第四
日清修好條規……三百四十五丁
通商章程……三百五十六丁
兩國海關稅率……三百七十六丁
新定査驗箱籠章程六欵……四百二十五丁
第一編附錄第五
英清諸締章……四百二十九丁
緒言……四百二十九丁
清英兩國條欵……四百三十丁

通商章程善後條約……四百六十丁
通商各口通共章程……四百七十一丁
長江通商統共章程……四百七十五丁
芝罘條約……四百八十二丁
重慶府開港約條及告示……四百九十八丁
輸出入貨物稅則……五百五丁

第一編附錄第六

清國上流人士の內治外交に關する意見……五百三十五丁
瀛海各國統考……五百三十六丁
鑑測卮言十三篇……五百五十六丁
愼約議……五百五十六丁
聯與國……五百六十二丁
廣學校……五百六十八丁
精藝術……五百七十七丁
固邊圍……五百八十四丁
修船政……五百九十三丁
興礦利……六百二丁
防漏稅……六百七丁
強兵力……六百十七丁
練民團……六百二十一丁
禁販奴……六百二十六丁
編敎民……六百三十丁
論鴉片……六百三十五丁

補欠
保甲制度……六百四十一丁

清國通商綜覽第壹編附錄目錄 終

第一編附錄第一 支那農工商史

緒言

支那は建國最も舊く治亂興敗の跡燦乎として天地の文章盡く矣秦西今日の經濟政理社會學の原理の如き本編載する處歷々實際に鑑みるへし況んや我日本とは同文同俗其感味の自ら他人と異なるものあるをや商務家は以て其實業の由來變化を知り政治家は以て其施理の繁簡密を鑑み經濟家は以て其財務の綱目抑揚を思ふ溫古知新蓋し亦多少腦裡の死文字を喚活するものあらん通篇殊に中古世紀を以て研究の資料に豐かなりとす若し夫れ其詳は本書の性質實に之を許さゝる處なり看者

補欠
保甲制度……二十六
清國通商綜覽第壹編附錄目錄終……六百四十一丁

清國通商綜覽
第一編附錄第一支那農工商史

緒言

支那は建國最も舊く治亂興敗の跡燦乎として天地の文章盡く矣泰西今日の經濟政理社會學の原理の如き本編載する處歷々實際に鑑みるへし況んや我日本とは同文同俗其感味の自ら他人と異なるものあるをや商務家は以て其實業の由来變化を知り政治家は以て其施理の擒縱簡密を鑑み經濟家は以て其財務の綱目抑揚を思ふ溫古知新蓋し亦多少腦裡の死文字を喚活するものあらん通篇殊に中古世紀を以て研究の資料に豐かなりとす若し夫れ其詳は本書の性質實に之を許さゝる處なり看者

請ふ諒せよ焉

支那農工商史

太古世紀

支那人種の事業の始めて史上に現はれしは有巢氏を以て始めとす有巢氏に次く者を燧人氏となす此二代は年代詳かならす燧人氏に次く者を大昊伏羲氏と爲す伏羲氏在位百十五年炎帝神農氏之に代る神農氏五百二十年黃帝軒轅氏の爲に滅さる軒轅氏在位百年少昊金天氏之に代る金天氏在位八十四年顓頊高陽氏之に代はる高陽氏在位七十八年帝嚳高辛氏之に代る在位七十年其子帝摯位を襲ふ在位九年諸侯之を廢し其弟放勳を立つ是を帝堯陶唐氏となす伏羲より帝摯に至るまて凡て九百七十六年原人より帝摯に至るまて之を太古

世紀と定む此世紀は支那文明の創造したる時代にして百物由來の發端を知るを得へし

人種の蕃殖

支那の開化は其の由りて來るや遠く印度を除きて之を他の亞細亞諸邦に比較すれは最も其先に在り蓋し支那の内地に人民の繁殖せしと其始め邈として考ふへからすと雖とも大抵今を距ること五千年前頃既に黄河揚子江の間に棲息せるの丶如し而して我日本古代に在りて隼人蝦夷の二人種か南北より並ひ進みて中國を中分せしか如く支那も亦二人種の最も盛力ある人種か南北より進みて中原を中分せり

是時に當り西北より來り黄河の水濱に沿ひ沃饒なる土地に其の根據を占め漸く東南に蔓延したるものは漢人種なり又揚子江の沿岸に沿ひ來り湖南湖北の間に自ら村落を爲したるものは苗人種なり此他淮夷の如き萊夷の如き南蠻の如き西戎の如き種々の種族一方に割據するありと雖とも勢力皆な彼の二人種に及はす而して苗人種は殊に剽悍にして武を好み屢漢人種と戰爭せしか結局漢人種に驅逐せられ退きて山谷に據り是より漢人種江淮の間に蔓延して文化を四方に敷きたり

文明の創始

抑々黄河揚子江の間に夙に人民の繁殖せしは氣候溫和地味沃饒にして天然の物産に富み生活上に於て最も便利を得たるに由るなるへし

支那の文明は曙光を黄河の岸に放てり歴代の帝王若は強諸侯か都城を定たる地を觀るに概ね黄河の沿岸に在り黄帝軒

轅氏は有熊に都せり今の河南開封府新鄭縣なり少昊金天氏は曲阜に都せり今の山東兗州府曲阜縣なり顓頊高陽氏は帝丘に都せり今の山東東昌府濮州なり帝嚳高辛氏は亳に都せり今の河南省河南府偃師縣なり帝堯陶唐氏は平陽に都せり今の山西平陽府蒲州なり帝舜有虞氏は蒲坂に都せり今の山西平陽府安邑縣なり夏は安邑に都せり今の山西平殷は亳に都せり周は洛陽に都せり今の河南省河南府なり共に皆な沂泗以北の地にして、河水を去ること遠からさるなり

今其原因を探究するに此の地方に最初より蕃殖したるものは漢人種にして漢人種は本能智識他の人種よりも優等に屬し殊に理想に長せるを以て文明の源は此地方より湧出せさるを得さるなり

抑波流の深廣を以てすれは黄河は揚子江に及はす地味の豐饒を以てすれは北方は南方に及はす氣候も南方よりは寒冷の方なり然るに漢人種か河水の岸に徘徊して江水の岸に根據を定めさるものは下の二個の理由に依るなるへし第一は古代に在りては隄防の備なく低き土地は概ね沮洳の場にして瘴癘の氣盛なるを以て北方高燥の地より起りし漢人種の健康に適せさると第二は漢人種か始めて發見したる穀物は黍稷豆麥の類なるか此等の穀物は性寒燥を好み卑濕を忌めり此の二個の事情は河水か文明創始の功を江水に分與せさりし所以なりと思はる

南北の勢力

支那の人種は南北双方より並ひ進み中原に蕃殖せしと雖も南方の苗人種は遂に北方の漢人種の爲めに壓倒せられ漢

人種支那帝國を組織するに至れり此れ人種の智愚にも由るも可しと雖とも亦北方外部の事情能く人智をして發達せしむるものあれはなり

蓋し北方は地味の肥沃南方に及はす氣候の溫暖なる又南方に及はす地味肥沃ならされは自然勞働して衣食を求めさるを得さるを以て身体强健と爲る可し氣候溫暖ならされハ自然氣血沉肅にして活潑なるを以て爽快剛毅の氣象を發すへし故に氣候溫暖にして天然の物産に富める地方の人は身体軟弱にして怯懦なるを常とす且支那の地たる北方は形勢の便攻守共に利なるか故に中原鹿を逐ふの際に方り南人は常に北人に壓せられ苗人種か漢人種に驅逐せられたるは亦此理に基くなり

漢人種か南北共に占領したる後に及ひ同一人種なれとも革命の亂ある毎に興王の主たる者は常に北人にあり南人は失敗を取らさるなし降りて後世に及ひ南北の競爭愈區域を廣め支那全國南方と爲りて塞外の北人種と競爭することと爲りたるか南人又た遂に北人に勝たす宋は蒙古人の爲めに滅され明は滿洲人の爲に滅されたり是れ皆な天然の氣候地理に由ることにて我國に於ても古代より關東人常に一國の執權者たり

國家の成立

建國

支那の建國ハ我日本と大に事情を異にするものあり我日本は一の天神の子孫を以て國を建て更に異分子の其間に雜はるものなかりしか支那は乃ち然らす太古の時種々の氏族曠

野の內に發生し漸く蕃殖して邑を成し都を成し境域相接するに及ひ此等の氏族の內に智あり德あるものを撰ひて酋長と爲し托するに政教の權を以てす伏羲氏の時に女媧氏、栢皇氏、中央氏、大庭氏、栗陸氏、驪連氏、混沌氏、赫胥氏、尊盧氏、昊英氏、朱襄氏、葛天氏、陰康氏、無懷氏、共工氏等の諸部落ありて伏羲に役屬せしも元と外敵防禦の爲めに一時聯合せし者にして情義の其間に存するあるに非す唯勢を以て合するのみなるか故に支那の古代に在りては帝王と諸侯の關係恰も主の賓に於けるか如く曾て主從の關係なし我日本か皇室は宗家を以て支庶を支配し人民は支庶を以て宗家を補佐する情感的結合に非さるなり惟夫れ衆分子の集合なるか故に支那は封建を以て興れり惟夫れ一分子の膨脹なるか故に日本は郡縣を以て興れり

國體

建國の大勢は國体の由りて分かるゝ所なり日本は宗族國なり支那は豪族國なり宗族國の人民は情を以て合し豪族國の人民は勢を以て合す情を以て合するものは德あれは天子たり德なけれは匹夫たり故に日本にして朝廷に離するものは祖宗の罪人なり支那にして人民を安するものは天下の共主なり桀紂の民を虐するや四海之を去る湯武の國を奪ふて四海之に從ふ國を建つる所以然るなり是故に帝室の稍衰ふるや鹿を爭ふもの爭ひ起り一交代ある毎に海內湯沸麻亂して人民塗炭、產業破壞せり我日本の絕へて無き所なり蓋し日本は一塊の黃金の如し容易に斷つへからす支那は嚢に盛れる砂礫の如し嚢破れは則ち

散す

社會の發達

社會の大勢は常に順序の軌道を蹈みて進行するものにして何の國を問はず四箇の階級を拾ふて發達せさるはなし第一を漁獵世期とし第二を牧畜世期とし第三を農耕世期とす農耕世期以上は則太古の時代にして是より後無形有形の進歩益著しく遂に今日の文明社會を迫出するに至れり

漁獵世期

漁獵世期　鴻荒の世山に溪隧なく澤に舟梁なく草木榛々鹿豕狉々として人其間に居る亦禽獸に異ならす其の食物は漁獵又は野生草木の根實を以てするに過きす常に森林巖穴を以て風雨を庇ひ獸皮を衣服として寒暑を凌けり是時に當りては一族一時團結の外未た曾て彼此を合同する鏈鎖あるを見す有巢氏燧人氏の世是なり

農耕世期

牧畜世期　人民漸く繁衍するに及ひ菓實禽獸次第に減少して人の衣食に供給するに足らさるより性質溫順なる獸類を擇ひ之を畜養蕃殖するを爲れり而して牧者の生涯は水草を逐ふて各地に轉移し動物の資料は天然か之を附與するか故に未た事に從ふの堅志あらすと雖も牛羊は牧者の財産なり所有物なるか故に掠奪の虞を防くか爲めに諸部落互に合同して以て強き豪族に當るは自然の勢にして方に社會の端緒を開けり伏羲氏神農氏の世是なり

農耕世期　牧民か牛羊を驅りて各地に漂泊するに方り草實木菓の地に落ち年を經て發生するを見て自然樹藝の法を悟るに至る可し是れ農業の端緒にして農業已に起れは一定の

地に住處を定め遷徙の風は變して土著の俗と爲り互に勞力を協合して人々の關係親密と爲るのみならず所有物の制畧々定まり普く其主を認識せられ所有權と共に保護の法も亦立ち玆に法律を定め玆に制限を立て人々其の自治の權を攻にし公社の義務を首とし此種の人民間の情態は方に一社會を成すに至れり黃帝軒轅氏以後の世是なり

斯く單より複に入るの社會なれは人類の數も歲月を經るに從ひて增殖し從て之か生存の必要物も亦增加せさるを得す其必要物を增加せしむるには各自同一樣の仕事を爲すより は人々互に其業務を分かち其の適する所の業務に從事するか遥に得策なるとを見出し玆に始めて分業の端緒を生す分業已に行はるれは農あり工あり商あり士あり各力を一事業に專にするとを得るか故に熟練の經驗とに因りて百般の事物益敏捷精巧を加へ社會の事情複雜するに從ひて政府の事業も從つて多端と爲り官制を立て、職務を分かち上下の權限を分明にし人民相互間の關係を規定すると一層精と爲れり是所謂商業世期にして上古以下の世是なり

封建の立成

人類の初め生を斯土に受くる必すや個々分離して父子夫妻の外普通の鏈鎖なかりしや知るへし漁獵世期に及ひて此宗族か漸次蕃殖して自ら一の團体を形り宗族の中最も宿老の者又は本宗の系統を首領と仰き一族を支配せしむるに至る之を族長政治と謂ふ牧畜世期に至りては財產略々分かれ勢力の大なる者は財產の安固を保つへきか故に數部落相合して一團体と爲り其中より一人を拔きて首領とし一に其の命

令に服從するに至る之を酋長政治と謂ふ有巢氏燧人氏は漁獵世期族長の有名なるものにして伏犧氏神農氏は牧畜世期酋長の最も勢力あるものたり

斯く酋長か互に一方に割據し勢力の强弱を爭ふに至れは强者は弱者を制し富者は貧者を壓し智力あり威力ある豪族は他の微力なる豪族を征伏して遂に一統の勢を馴致するは自然の勢と云ふへし神農氏の末葉に方り諸酋長相侵伐して統一する所なく蚩尤氏の如きは特に强暴を極め北方に雄視せしか黃帝軒轅氏起りて神農氏を阪泉(直隸保定府)の野に滅ほし蚩尤氏を涿鹿(直隸順天府涿州)の野に擒にし是より南征北伐諸酋長を討平けて悉く治下に服從せしめたり然れとも此等酋長は一時に滅絕し盡くすへきにあらさるを以て土地を割き等位を叙し封して以て諸侯と爲し左右大監を置きて之を領せしめたり是に於て封建の勢始めて成立せしも諸侯の勢力猶强大にして政府は未た自由に之を制馭する能はさりき是時諸侯の數凡へて一萬國ありしと云ふ

風俗

飲食

飲食　社會の智識未た開けさるの時は其の食物も天然の産物に依賴し唯禽獸の血を飲み其肉を食ひたりしか燧人氏に至り木を鑽り火を取り熟食するとゝなれり神農氏以後農業稍々興りたるを以て肉食の風は漸次穀食に移りたれとも未た精食の利を知らさりしか黃帝の時に至り始て杵臼を發明する者ありて粟穀を脫し粃糠を去りて精食するとゝなれり當時の臼は土を堀り凹めたるものにして未た木を以て製す

ると を知らす杵も亦圓木を削りたるまてにて柄なかりき

衣服　衣服　當初人民は獸皮を衣獸皮を帽にし又は羽毛木葉を綴りて身體を蔽ひたりしか神農氏の中世以後始めて麻を紡きて布を製し衣服に着用せり此麻は野生のものにして農夫か田畝に種へしものにあらす黄帝の時に至り衣服の制稍整ひたるものゝ如し此時代の衣服は上衣下裳の制にして頭に冠冕を戴くを禮とす又黄帝時代より染色の法も行はれたるものと見へ色を以て貴賤を表したる跡あり天子の衣服は玄衣黄裳にして天地の正色に象りたるものなり冕の制は後は仰き前は俯し前に玉を以て貫きたる旒を垂れ兩側の耳には充纊とて棉にて作りたる蔽ひものを以て耳を塞けり

家屋　家屋　當初住居甚陋矮にして冬は穴居し夏は野處し或は木を結ひて巢となし其上に棲息せしか黄帝の時に至り易ゆるに宮室を以てし上棟下宇以て風雨を避くるとゝなれり當時の家屋は誠に簡單なるものにて柱梁は草蔓を以て接合し葺くに茅茨を以てし唯前房と後房の二室を有せり

邑里　邑里　牧畜時代の人民は一定の住處なかりしか農業の起ると共に土著の俗と變し黄帝に至りて國邑を營みて人民を安し城郭の制も此時より始まれり當時邑里の制は八家を一組となし四道を開きて八家に分ち其の疆界を定めて爭端を塞けり

言語　言語　言語は太古甚た單純にして其の名詞の如きは事物の聲音形色に象れり一音を以て一義を成す西人之を稱して單音語と曰ふ是れ支那特殊の言語にして歐米各國と異なる所

なりとす

婚姻 婚姻　當初人民は男女雜處して一定の法なかりしか伏羲氏始めて嫁娶の禮を定め儷皮を以て禮と爲し媒酌を通してより民始めて漬れす儷は偶數なり儷皮を以て禮と爲せしは太古未た布帛あらす鳥獸の皮を衣たるに由るなり後世納幣の禮此に始まる又當時帶妻には制限なかりしと雖とも正妻たるものは必す一人に限り餘は皆妾として之を畜へり又以て漢人種か道德の思想に富めるを見るへし

喪祭 喪祭　當初葬る者は裏むに新葉を以てし之を中野に葬りたりしか人智の漸く進むに從ひ易ゆるに棺槨を以てし土を以て之を封するととなれり

宗教 宗教　支那に於ては古來宗教を興したるものなかりしと雖も日月星辰山川河海等を崇拜するとは一般の通習にて黃帝始めて封禪の禮を爲したり所謂拜物教の濫觴なり

學術及技藝

易 易　支那文學の端は伏羲氏の易より發す伏羲氏の易を作るや天地萬物の本一原に歸するを察し其の大本を立てゝ太極と曰ふ又天地萬物陰陽の二性に外ならす其の動靜榮悴の情陰陽の消息に外ならさるを察し太極の用を定めて陰陽と云ふ遂に八卦を畫し重ねて六十四卦と爲し以て神明の德を通し以て萬物の情を類せり此書は今より五千年前の古書にして支那の哲學、倫理學、政治學、算數學及ひ律、度、量、衡と筮の法皆此書に淵源す

天文學 天文學　太古支那に於て天文學最も早く開けたり伏羲の時

已に人を四方に派し天象の測量に從事せしめたる跡あり黃帝の時に至り靈臺と名くる天文臺を設け占天官を立てゝ日月星辰の運行及ひ風を占はしめ又占天官の長官たる容成は渾天儀を發明し及ひ觀天器をも此時に發明せられたり

曆學　曆學　神農氏以前には曆學なるものなく唯草木の榮枠を見て年を知るのみなりしか黃帝の時天文學の進歩により遂に天象を推測して曆を製したり此曆は十六神曆と名け容成の作る所にして屬官の大撓又十干を以て十二支に配し始めて曆學の成立を見るとを得たり顓頊高陽氏に至り更に黃帝の曆象を改正し三百六十有六日を以て一年と爲し建寅の月を歲首に定め更に閏月を置きて四時の順序を正くせり後世帝を尊ひて曆宗と爲す抑當時は農耕世期にして曆象は民事の係る所なるか故に天文官製曆官は殊に當時に尊重せられ其學の進歩も亦著しかりき

算數學　算數學　天文學製曆學の進歩は算數學の進歩と相伴ふものなり當初人民の物を算する唯手指の力を借るに過きさりしか黃帝の時に至り隸首始めて算數の法を發明し會計の任に當れり天文曆象二學の進歩全く此に由る

醫學　醫學　醫學の牧畜に胚胎するは東西の同き所なり支那にては神農氏始めて醫藥を發明し又水泉の甘苦を察し人をして避くる所を知らしめたり其の草木を嘗めて毒の有無を試驗する時に當り一日にして七十毒に遇へりと云ふ黃帝に至り岐伯に咨ふて內經を作り屬僚を率ひて人民の疾病を治めしめたり

文字　文字　燧人氏の世未た文字あらす事已に係れは惟繩を結ひて以て之を記し事人に關すれは結繩を取りて以て之を驗せり之を結繩の政と曰ふ伏羲氏以來稍書契あり黄帝の時に至り倉頡更に之を增益し鳥獸の跡を見て類を體し形に象りて字を制せり卽ち象形文字にして形體を摸寫して以て庶物を表せり是より文字轉た製造せられ遂に象形、假借、指事、會意、轉注、諧聲の六制を立て天下の義理必す文字に歸し天下の文字必す六書に歸せしめ書制大に備はりて文明を鼓動せり

音樂　音樂　伏羲氏桐を劉りて二十七弦の琴を作り又桑を約して三十六弦の琴を作り扶徠を歌ひ網罟を詠せり女媧氏も亦笙簧を作る是を支那音樂の權輿とす黄帝の時伶倫、竹を嶰谿の谷（陝西行都司肅州衛崑崙山の北）に取り十二筒を制し以て音聲の上下を節したり陰陽各六あり陽を律とし陰を呂とし總へて之を十二律と謂ふ其音を立てゝ宮商角徵羽とし其調を分ちて八十四とし黄鐘の宮を以て之か首となし更に十二鐘の樂器を鑄たり其樂は大容の作る所にして雲門大卷と云ふ樂制の大進歩と云ふへし

農業

起原　支那の農業は神農氏より起れり古者民草木の實を食ひ禽獸の肉を茹ひ未た耕稼の法を知らさりしか神農氏に至り天時に因り地宜を相て樹藝の法を起せり然れとも當時は牧畜の時代なりしを以て其の農業たる一地に種子を下し復た人工を加へす去りて牛羊を牧し其熟せし頃再ひ來りて之を收獲せしに過きす所謂遷徙農耕なりしか農業の漸次發達するに

從ひ一定の地に住所を定め專ら耕作に從事するは必然の勢なり黃帝に至りては土着の風も大に定まり政府も建設せられたれは歩を立て畝を制して其所有權を定め境界を分明ならしめたり

農具

當時の農具は誠に簡單なるものにして耒耜てふ一の器械ありしのみ耒は木を揉めて曲らしめ耜は木を劉りて鋭ならしめ以て土を起し未た金屬を施すことを知らさりき

曆象の應用

當時の政治は專ら農業に在り農業の重する所は曆象と風雨とに在るを以て大臣宰相たるものは多くは天文官を以て之に充て授時の如きは朝廷の大政の唯一として殊に鄭重に取扱はれたり

工業

人は齒牙手頭を以て土を墾き草を芟ると能はさるか故に農業已に起れは工業も起らさるを得さるなり神農氏の耒耜を製したるは工業の權輿なりとす是より後歷代皆工部の官を置けり

舟は黃帝の時共鼓化狐始めて之を發明す當時の舟は大木を刳り拔きたる獨木舟にして楫は木を刈りて薄くしたるものなり

車は黃帝の時邑夷北斗の周旋に法りて之を作りたるか少昊氏の時より牛を服して之を牽かしめたり鑄造業は神農氏の末世より起れり當時は唯干戈劍矛及ひ甲冑を製したるか黃帝一代鑄造業進歩して音樂に用ゆる鐘及ひ鼎をも鑄造せり此時代の金屬は唯銅のみにして河南府偃師縣の首陽山より

採掘せり紡織業も亦神農氏より起り野生の麻を取りて布を織り衣裳に製したり絹も亦黄帝の時より紡織せられたるか是れ黄帝の元妃嫘祖か偶然の發見に出て遂に蠶を育し糸繭を始めて以て衣服に供するの風都鄙に傳播したり後世嫘祖を祀りて先蠶と爲す

染色業は黄帝の時より起り五彩を染めて文章と爲し貴賤を表したり

陶器は黄帝の時寧封之を發明し弓は揮之を作り矢は夷牟之を作り其他彫刻繪畫建築の諸術皆太古聖智なる君主の創造發見に係ると云ふ

商業

商勢　人々の關係恰も路傍の瓦礫と一般にして少しも親密の交際を有せさる渾沌野蠻の社會に當りては未た交易なるものあらさるなり時代漸く進みて牧畜世期に至れは未た大なる社會を組織する能はすと雖も既に數部落の團結を爲して酋長政治も端を發したれは其部落と部落との間に兒戲に類する僅なる交換の行はるゝを見る牧畜の業漸次耕作に移り分業の稍行はるゝに及ひ分業者の間には其業務より結果し來る所の物品と物品とを互に取り換へて其需要を充たすとなかるへからさるを以て分業の行はるゝと共に交易も隨つて繁くなり自ら市の設立を馴致せり神農氏日中成市交易而退とある是なり耕種の業牧畜の地を奪ひて土著の定まるに及ひては分業の詳交易の繁復た牧世の比にあらさるなり是時に當り黄帝天錫の智勇を以て一統の企圖を逞くし形勢

に據り利兵を提け南征北伐の威を雄す幽(直隷)冀(山西)兗(山東の西北部直隷の東南部)豫(河南)の域黃帝悉く伐ちて之を從へ軒轅の丘に都して以て諸侯に號令せり是に於て朝聘の禮を製し貢獻の額を定め封建の基實に此に建てり

斯く各種族か一政府の下に統ふるに及ひては人民の交易は狹隘なる一社會に止まらす數社會を聯絡して所產を各地に配分し全体の勸業を皷動するや知るへし彼の黃帝か舟車を作りて不通を濟せしものは願ふに交易者か徒步負擔の勞に耐へすして發明の必要を促せしに由るならんか

去れと當時に在ては需要者と供給者との間に立ち賣買の媒介をなすを以つて專業とする商人なるものなく交易者は卽ち產業者、產業者は卽ち交易者にして自己の製作したる物品を携帶して市場に販賣するは太古交易の有樣なりき又當時已に貨幣ありて交易の媒介を爲したれとも社會尙ほ低度にして交易も未た頻繁ならさりけれは貨幣は唯大產業者か大貿易に使用せられたるのみにて多數の人民は直接に物と物とを交換して貨幣を使用するもの少なかりき此の物と物を交換する有樣を稱して物品貿易と云ふ

諸貨幣

貨幣　貨幣は人々の關係親密となり有無相通するの際供給と需用の投合に困難にして且つ價直の標準を定むるの必要を感するより起るものにして伏義氏の時代には部落の間に稍交易の行はれたるを以て其の犧牲に供したる牛羊の皮を用ひて交易を媒介したり神農氏の時に至れは分業の端緒已に開けて市も設立せられ交易も少しく繁くなりたるか皮幣

は絶へて貨幣なき時に比すれは其便固より言を待たすと雖とも小片に截斷して使用すへからさるか故に神農種族は其好みて身邊に裝飾せる文貝の殼を用ひて皮幣の補助貨に充てたり然るに貝の殼たる大小美惡の差あり貨幣を數級に區分して大小の貿易に使用すへき便あるのみならす又截斷するとを要せさりしかは人民皆貝貨を便とし皮幣は漸次廢絶するに至れり

封建制度の成立して交通の區域の擴張するに從ひ貨幣も亦輕便なるものを要するとなり當時に最も貴重せられたる珠玉黃金龜甲及ひ銅を以て貨幣となし貝貨と共に通用して携帶に便にせり其內龜甲は當時卜筮に用ひられたるを以て價最も貴かりしも唯諸侯相互間に寶として貴はれたる迄にして交易に使用せし跡なきか如し珠玉黃金は當時人民か粧飾に用ひたるものにて亦甚た價値あり大貿易するものか遠地に貿易する場合にのみ使用せられ其品位は珠玉黃金の上に在り黃金は秤量にて通用せしか銅は或は刀形に造り或は人形に作りて通用し價貝貨と伯仲の間に在り然れとも此數種の貨幣の中にて最も廣く人民の嗜好に適したるものは珠玉と貝貨の二種なりとす

黃帝の末年に至り貝玉の外に布を以て交易を媒助したる跡あり蓋し耕種の時代に在りて農民か其の勞働より得たる收獲物を以て貿易の媒介と爲すは自然の理にして猶牧畜種族か牧獸の皮を以て貨幣に使用すると同一の理なり然れとも布幣は截斷に容易ならさると出產の多くして輕重を制する

れ足らざるとを以て堯舜の世に至り廢せられたり

上古世紀

唐堯在位一百年虞舜に讓る虞舜在位五十年夏に讓る夏四百三十九年殷に滅さる殷六百四十四年周に滅さる周八百六十七年秦に滅さる周亡ひてより秦天下を一統するに至るまで三十三年凡へて二千百三十三年之を上古世紀と定む

國勢の推移

封建の端は黃帝より發す唐虞稍其制を修め夏殷に至り其勢大に定まれりと雖とも未皆其利を享くる能はす周の興るや同姓及ひ異姓の功臣を大封し以て舊諸侯を箝制す其藩屏や後世變して亂臣となり幽厲以降周室威權衰へ春秋となり五覇互に興り遂に亂れて戰國となるに在る周氏累世の積因も尙ほ盈虧循環の數を免かれ難きもの乎今世紀に於て尤も發

達したるものは天文學と哲學なり四邊の國境觀測所あり所謂舜の璿璣玉衡は卽ち後世の渾天儀にして其巧思驚くべし哲學の精明なるものを儒學と云ひ自然の眞理を活用して之を事物に施したり戰國に至り人奇を競ひ智を鬪はす老莊の玄妙を說き申韓は刑名を說き墨翟の兼愛を唱ふる楊朱の爲我を唱ふる談天彫龍の說の如き堅白異同の辨の如き紛々擾々而して攻擊の焦點は專ら儒にあり孔顏孟荀豪傑の士出て其幽を闡き其微を宣し儒學此より始めて述ふへし敎育にあつても亦甚た隆盛の世紀とす而して學校の端は唐虞の成均に權輿す夏殷稍補修し周に至て大に備はれり閭に塾あり(簡易小學)黨に庠あり(小學)遂に序あり(中學)國に辟雍あり(大學)邑に不學の徒なく家に不孝の子なし其敎授は單に德行の一科のみならす又授くるに樹藝算數灑掃應對の學を以てし大學に至ては更に政治理財の科ありし其風俗の淳朴なるは上古世紀に若く者なし而して人民の氣象を以て言へは陶唐虞夏は愚戇にして簡朴に任し殷人は剛勁にして氣慨に富み周人は忠厚にして含忍を尙ふ概して之を言へは二帝三王の人民は極めて淳樸にして奢侈の羨むへきを知らさりし混々沌々として擊壤鼓腹居皆樂しからさるはなし之を上古國勢推移の一班とす

井田

太古の世にありては其法度極めて簡略にして田畝の所有權は官に在るや民に在るや明なる規定なく地あれは則ち墾ら き田あれは則ち耕やし有司者畝を蹈み稅を收むるに過きさ

りしか唐虞井田還受の法を立てゝより天下の土田悉く政府に屬し人民は給を官に仰くもののなり井田の制夏殷周各其法を異にす一夫一婦に五十畝の田を授け其十分の一を取て賦となす之を夏の貢法と謂ふ六百三十畝を一大區となし又之を九小區に分畫し中央の一小區を公田となし周圍の八小區を私田となし八戸に分授して同しく公田を耕さしめ公田の收穫獨り官に入り私田に稅せす之を殷の助法と謂ふ周は二代の法を並へ行ふ百畝を夫となす夫間に遂あり遂上に徑あり十夫に溝あり溝上に畛あり百夫に洫あり洫上に塗あり千夫に澮あり澮上に道あり萬夫に川あり川上に路あり此れ周の鄉遂の制にして夏の貢法と同し丸夫を里となす里間に溝あり方十里を成となす成間に洫あり洫上に塗あり方百里を同となす同間に澮あり澮上に道あり此れ周采地の制にして殷の助法と同し蓋し遂より溝に達し溝より洫に達し洫より澮に達し澮より川に達するは二法の同しき所なり助法を行ふ地は必す九を以て數となし八家の力を以て公田を治め多と少と皆行ふへからす貢法を行ふ地は一家各一區を受け自ら其受くる所の田を治め公田なし此れ二法の異なる所なり耕すときは則ち力を通して作り收むるときは則ち畝を計て分つ之を周の徹法と謂ふ遂溝洫澮は皆水を川に通するものなり遂は廣二尺深二尺溝は遂に倍し洫は溝に倍し澮は洫に倍す則ち一丈六尺なり徑畛塗道路は皆車徒を國都に通するものなり徑は牛馬を容れ道は二軌を容れ路は三軌を容る塗は乘車一軌を容れ道は二軌を容れ路は三軌を

夏殷の井田法

周の井田法

遂洫澮溝の用

容る則ち殆んと二丈なり列なると井字の如く整ふと棋局の

頃田の差

如し故に井田と云ふ地に肥脊あり故に田に不易あり一易あり再易あり不易の地は毎歳耕すへきものなり家毎に百畝を授く是を上田となす一易の地は隔歳に耕すへきものなり家毎に二百畝を授く之を中田となす再易の地は三歳に一耕するものなり家毎に三百畝を授く之を下田となす一戸七人以上の家は上田を受け六人の家は中田を受け五人以下の家は下田を受く三等の田を通し平均二百畝にして一百畝に當る之を井牧と謂ふ原簿を平均する所以なり三年毎に戸田を案比して歸受の法を行ふ民年二十にして田を受け六十にして田を還へす其家の丁男を余夫と爲す年十六に及へは別に二十五畝を受く士農工の家毎口二十畝を受く五口にして農夫

還受法

一口に當る此れ唐虞三代井田法の大要なり夫れ井田は實に萬事の基本たり村閭の制も井田より出て軍旅の制も井田より出て租稅も出て秩祿も出て學校も出て水旱此に由て防き運輸此に由て通す其他戸口の增減より財力の消長に至るまて凡百の政皆井田に根據せさるはなし故に井田なけれは是れ村閭なきなり軍旅なきなり租稅秩祿學校なきなり水旱防かす運輸通せす戸口の增減財力の消長又皆得て知るへからさるなり井田の係る所大なりと謂ふへし世人曰地に山林沼澤の別あり晝一の制を以て田野を耕さしめんと欲す決して得へからさるなりと此論や繩墨に拘りて權變に通せさるものなり夫れ成典に言へる井田の制は唯是れ平原曠野衍沃の地に就て制產の表準を示すまてなり山谷の間長を截ち短を

井田は萬事の基本

井田法の誤駁

補ひ横斜廣狹地勢に隨て皆開闢すへし溝洫道塗は土田の境界を限り以て侵奪を防くに過きす必すしも尺寸に拘はらさるなり田の岡嶺山腹に在るもの理水を激して之を行るへからす成典の規定は大意道塗の下は即ち水溝となし水溝の下は即ち田畝を爲すを言ふのみ故に曰く井田は至難の事業にあらさるなり當時政府の意を農事に盡す其密實に驚くへきもの(農政密驚へしく)あり周禮に曰く土會の法を以て五地の物生を辨ず一曰山林其動物は毛物に宜し其植物は皁物に宜し二曰川澤其動物は鱗物に宜し其植物は臬物に宜し三曰丘陵其動物は羽物に宜し其植物は莢物に宜し五曰原隰其動物は贏物に宜し其植物は叢物に宜しと此れ土地の勢に因て農事の適否を示すものなり

閭里の官吏は一村毎に各精密なる調査表を製して役場に掲示し人民をして自由に看覽せしめたり土宜已に明かなれは之に次くものを土化となす土化とは地質に應して肥糞を施し瘠土を化して美土となすの法なり周禮の草人職に騂剛は牛を用ゐ强檗は黄を用ゐ輕喪は犬を用ゆと下て春秋の世に至り人情漸く稀薄民公田の勤を忽かせにす是に於て畝稅の法漸く興る然れとも尚井田の形を存せり戰國に至り商鞅は秦の阡陌を開拓して悉く禁限を除却し民に兼併賣買するを許るして以て人力を盡し棄地を開墾して悉く田疇となし尺寸の遺あらしめす以て地利を盡くし田あれは即ち永業となし復た歸授するを要せす其後六國皆之に倣ひ井田此に於て全く亡ふ

官設工場

黄帝以來工場を設置し政府の手にて諸種の器具を製造せり虞舜の時工官を共工と云ふ有名なる倕之か長官たり殷に土工金工石工木工獸工草工の六工場あり周に攻木の工七場攻金の工六場攻皮の工五場設色ノ工五場刮磨ノ工五場抟埴の工二場あり職工は皆工場内に住し毎月製造の巧拙を考へて給料を上下し其器具は市場に於て之を販賣せり此徠多なる工場は三箇の意思に由て設置せられたり第一は民業の性質を帶ひさるものにして卽ち兵器及ひ名爵上の樂器車輿等の製造なり第二は官府の需用に供するものなり官民の間に於て陰密手段の行はるゝは古今の通患にして至治の世と雖も賄賂の根を絶つ可能の事業なりとす故に支那には古來

官工場の意旨

諸工事の進歩

より官工を置て官府の用器を製造せり第三は卽ち民業の性質を帶ふるものなり是れ未開の國にありては器械の發明事物の創造は概ね帝王若くは官吏の巧思に出つる所以なり其堤防工事は最も夏に於て進歩を見る周公禮を制し輿を以て位階の差等を顯はし戰爭には又專ら車を用ゆるの軍法なるか故に車の搆造は周に至て大に精密を極め長短廣狹深淺高低輕重大小方圓斜直各細密なる理論に依て尺度を定められたり染色鑄造の業も唐虞の時より漸々民間に廣まり殷周に至て官場の製造は單に政府の必要に應するに止まれり殊に陶器業の如きは最も早く民間に傳播せり琉璃水晶琅玕琅玕等玉石の細工に巧みなり此業も今世紀に淵源せるものゝ如し今世紀に諸侯は圭璧を瑞節とし士大夫及ひ文學の士は必

らす玉を腰に帶ひて行歩を節し志氣を正くし男女の首飾にも又多く玉を用ゆる風習なりしか故に玉石の細工進歩せしや知るへきなり

鑄造業の濫觴

鑄造業

鑄造業の來るや遠し牧世の末葉北方の豪族に蚩尤なるものあり始て銅山を發見し劒鎧戈矛を鑄造して以て諸豪族を兼併し二十余族を征伏するの後黃帝に迫るの勢あり黃帝此に於て始めて弓矢を作れり而して蚩尤を討平する後ち蚩尤の工場に就て亦盛んに戈矛劒戟を鑄たり是れより後ち此業漸次發達し禹に至て九鼎を作くれり周に至つては民間に良工大治續々輩出して治術益精巧を極めたり抑も今世紀は所謂工業の銅世にして貴金屬は只た粧飾として用ひられ鐵の如きは殆んと産出なきと一般にして民世の需用は單に銅に止まれり春秋以前の書中單に金と稱するものは皆銅を云ふなり登篆の山は後世産鐵の地たり齊の鐵は登に此山に採るか鐵初めて世に出て未た民間に知られす故に其消煉鼓鑄猶政府の事業たり此れ則ち三代教育的經濟主義の遺法にして管仲之れを祖述し以て九合一匡經費を與へたるも戰國に至り各國皆工場を設立して干戈を鑄造し此業漸く支那全地に廣まれり民間の素封家鼓鑄を以て富王侯に擬するものあり於是武器農具建築裁縫彫刻の諸器械より日用什器に至るまて一切鑄の用を須ゐさるはなし遂に銅の勢力を壓倒したり

鐵業漸く振ふ

紡績業

古代に於て行はれたる技術の一は布帛を織ること是れなり

蓋し人類は其初、獸皮若しくは毛羽を綴りて身に纏ひたり耕
世に及ひ養蠶績麻の術を發明し之を布帛に織ることを知り
得たり而して往時は何れの國に於ても此業を一家の婦女の
行ふ處なりき今世紀に於ては人民の宅地は百畝の常田と共
に政府より一戸五畝の割を以て授與せられ宅地の周圍には
官紛績を奬勵す
必す桑麻を種へ其の桑麻を種へさるものあれは不孝律に處
し棺槨の制を損減して之を戮辱せり當時桑麻の業普く國内
に行はれ秋收已に畢り農功始めて閑なるに至れは同巷の婦
人一處に相從ふて女工を績す或は糸を績き或は機を織り午
夜に至て散す晝夜の勤業一月に四十五日を得へし即ち一月
に十五日の日子を增加するものなり必す一處に相從ふもの
一は燎火を省く可し一は巧拙を同ふすへし一は習俗を合す
へし後世の紡績工場は蓋し此に濫觴す布帛已に成れは則ち
以て官廳に納め以て父母に獻し以て祭服に作り猶余りあれ
は之れを市場に出賣す是上古世紀婦女一般の成風なり戰國
に至り東阿の繒帛東萊の練布魯梁の綈亦皆天下に鳴れり

山澤保護

唐虞以下歷代皆な虞衡ていう山澤の官を置けり虞夏の際虞衡
の務め唯草木を刈拓して耕地を廣め禽獸を驅逐して人害を
去るに在り風氣漸く開けて生活度を進るに及ひ樹木は斧斤
に毀傷し魚鼈は網罟に損耗し法を設けて之を保護するにあ
らされは山林河澤將さに亂伐紛採の弊に勝へさらんとす於
是乎保護の法始めて出つ蓋し山林は獨り財用の本たるのみ
山澤保護法始めて出つ
ならす又兩潦を防遏し土地を潤澤する效驗あれは井田を行

ふ時に在りて殊更保護の必要を感す可し殷周の制大山大川大林大澤毎に皆な監督官を置き其の地の人民を卒ひて之れを看守せしむ四野に散在せる小林矮山の如きは固より人民の自由に放任して官より之れを監督せさるなり獺魚を祭りて然後網罟澤梁に入り豺獸を祭りて然後田獵し鳩化して鷹と作り然後罻羅を設け草木零落して然後斧斤山林に入る昆蟲未た蟄せされば火佃せす卵を取らす胎を殺さす夭を殃せす毒矢を以て射らす網罟必す四寸の目を用ゐ魚苗を市に鬻かしめさりき而して財用の源又埋没すへからさるか故に秋冬の際に當り一定の期日を設けて山澤を放開し國内の人民を放ちて自由に薪蒸を採伐し魚鳥を漁獵せしむ但し漁夫獵夫又は建築家器械家の營業上の需用の如きは期日に拘らす何時にても山澤に入るとを得へし亦諸鑛山は妄りに放開することなかるへしと雖も虞衡官は豫め一鑛毎に精密なる地圖と鑛物の名稱性質色澤を詳記せる表を製し工業者の此の業に從事せんと出願する者あれは此の地圖と表とを授けて採掘に從事せしむ而して其の稅は採掘高に準して徵收せり要するに上古政府山澤の大法人民の爲めに之れを看守するに過きさるなり戰國に至り亂伐紛採甚しく秦漢以後水旱相仍り災害に堪へさるもの其重なる原因は井田の敗壞するに由ると雖も山林の濫伐此の災害を助長するに於て與りて力ありしやも測るへからさるなり

製鹽業

鹽は生民の一日も欠くへからさるものなり種類一ならす海

鹽の種類及産地

鹽は則ち遼東山東南北淮東西浙及ひ兩廣福建より出つ井鹽は則ち四川隴西及ひ濱南より出つ大寧の鹹泉は山穴より噴出す其他は皆窖孔の筒井にして大さ盆大に過きす深さは則ち數十丈に及ふものあり水を汲むに竹筒あり各其節を去り一を牡と爲し一を牝と爲し熟皮を中に施す牝筒を上下すれは熟皮の作用に因り筒中の氣呼吸して自ら水を吸上するなり力を用ゆる最も勞す池鹽は則ち河東の解州雲中鴈門晉陽朔方山東の東牟及關中の靈州より出つ而して解州の兩地最も大なりとす地を墾て畦を作り池水を引て之に注く地鹽は則ち河北より出つ地を堀て之を出たし毫も人力を加へす形狀奇異なるか故に又形鹽の稱あり周禮鹽を序する甚た詳なり然とも製鹽の地を言はす案するに周禮鹽品を分つて四と

管仲の鹽業奬勸

なす一を鹽鹽と云ふ鹽鹽は卽ち池鹽なり一を散鹽と云ふ散鹽は井鹽海鹽の煎熬に係はるもの、總名なり一を形鹽と云ふ卽ち河北の地鹽是なり又一を飴鹽と云ふ飴鹽は中國に産せす豈に西戎の輸入に係る歟此に由て觀れは上古の際産鹽の地は遼東山東の海鹽河東の池鹽河北の地鹽に止まるもの、如し其鹽政今考ふ可からすと雖とも其鹽官は唯百司の鹽を供するに及ひ鹽の製法を監督するに止まり其供給需用の事は之を人民の自由に放任せしものならん管仲齊に相たるに及ひ製鹽を奬勵して鄰國諸侯に輸出するを以て富國の一に置けり是時に當て遼東の鹽は北阪に偏在し運輸甚た不便なるのみならす産額も亦た僅少にして諸侯に輸出するに足らす河北の地鹽は産出本と少なし諸國に行はるゝは只祭祀

賓客等儀式上の用に過ぎさるなり故に生民の需用獨り解州の池鹽と渠展の海鹽を須つ而して解州の池鹽産額限りありて渠展は則ち汲て之を造る限りなし管仲固より解鹽の壓す可くして齊鹽の其利益を占有すへきを知る於是河流を修め水運を利し鹽商を奬勵して諸侯に輸出せしむ河東の鹽商は與に衡を爭ふ能はさるなり齊の末葉に及ひ鹽場を置て官自ら鹽を煮祈望と稱する海官をして之を掌らしめたり此即ち後世の榷鹽法なり戰國に至ては榷法も亦行はれす富商大賈鹽場の利を專にす倚頓の如きは獨り解州の鹽池を占領し匹夫は賤を以て封君の富に擬するに至れりと云ふ其苛制峻法は其之を中古世紀の部に於て見る可し

市

市の起因

市の設けあるや遠し矣蓋し社會の創始に在ては現今の如く貨物を陳列販賣するは商業市街なるものなり人民各自穀帛器械を提挈して交換する物品貿易なるか故に需要者は其需めに應して物品を供給する對手者との投合を得るに困難ならさるを得す例へは獵夫か山野に獵して得たる肉を以て米穀を所有する者を見出さゝる可からす縱令之を見出すも米穀を所有する者にして而かも獵夫か有する處の獵肉を欲するものを見出さゝる可からす唯に此煩勞なるのみならす東西に奔走する間に其鮮肉の腐敗し去りて交換の目的を達するを得さるか如き困難に陷るやも測られさるなり若し市の設立あるときは人民四方より輻輳して百貨も亦露出せられ左顧右眄交換の相手を得るに容易にして自ら供給と需用の

投合を得へし此れ低度の社會に於ては孰れの邦國にても通商は皆定期の市に由て行はれたる所以なり支那にては神農の世始めて市の設けあり夏殷を經て周に至る成周の政理財を重んし市場の法は其最意を用ゆる所なり王宮の後に於て廣濶なる空地を設け以て市場を爲す場内は商品の種類に由て陳列場を殊別して又之を數十百廛に分畫して人々に各一廛を貸與し商品の陳列に供す市場の中央に市廳あり販賣せる物品より稅金を徵收する收稅吏と發生する事情を監督する行政官及ひ訴訟を裁決する裁判官出張せり又市廳の前に銅製の度量衡を裝置して民間の標準と爲す訴訟の裁判は官準價格に依て之を決す官準價格とは廿肆毎に評價師一人を選擧し月初に於て物價を評定せしめ以て裁判上價格の標準

と爲すなり市は朝午夕の三時を以て之を開く朝市は商人を主とす午市は萬民を主とす夕市は小賣商を主とす開市の時刻に至れは小吏鞭度を執て市門を守り以て人衆を正し混雜を制止す商人悉く市場に入り陳列已に畢れは旌を中央の市廳に揭けて賣買の合圖とす而して司暴司稽と稱する警吏常に巡察迴邏して亂暴鬪鬩及ひ出入相陵犯する者を制止し盜賊を豫備せり備はれりと云ふ可し凡商人の詐僞及奢侈の風俗を誘引し道德を毀損する行爲は規則を以て嚴密に禁遏せり圭璧金璋用器度に中らす兵車度に中らす布帛精麁數に中らす幅廣狹量に中らす姦色正色を亂り五穀時ならす果實熟せす材木伐に中らす禽獸魚鼈殺に中らさる者は皆市に販賣するを得す若し度量淳制を僞はり又は惡物を行賣し外部を

虚飾して賣買を欺誑する者は法に照して處罰す其他奢侈品は一切賣買を禁示せり商品を陳列するにも一定の法あり價値の高下に因て陳列を別異せしむ例へは珠玉の屬色澤條理一見優劣なきか如きも或は價百萬なるあり數萬なるあり容易に識別す可からす人を懲着し易きか故に其陳列を異にして善惡を識別するに容易ならしめ以て一は萬民の利益を保護し一は商人の德義を養成せんとせり亦至れりと云ふ可し

泉府

銀行は商業活機の淵源なり殖産工業隆盛の國皆之れあらさるはなし誰か料らん遠く三千年の古に於て殊に商業に冷淡なりと稱せられたる周代に於て之れあらんとは太公望呂尙武王を輔けて紂を滅し天下已に平かなるや周公と共に經綸の任に當り日夜淬勵庶政を整理す周の財政は概ね呂尙の計畫に成り經濟に至りては周公と雖とも及はさるものあり其九府法は成周一代財用の大本なるか就中泉府の如きは最も後人の耳目を聳聽するものなり泉府の制度たる商業の中心に立ち財源の根軸となり經濟社會の金融を整理均調し所謂中央銀行なるものなり泉府の資本は後世の如く株金又は預金の法に依らす市の稅金を以て直ちに其基金に充つ而して泉府制度の後世銀行と趣を異にするものは金錢貸借と貨物斂散の異同なりとす夫れ後世銀行の金融を流通するや專ら打分の高低に依る而して泉府制度は一割を以て利息の率となし此より高くするを得す又低くするを得す其說に曰く利率を一定せされは其弊必す功利の徒此に籍て利を貪り民を

太公望の中央銀行

害し市場整理の惡義を置て顧さるに至るへしと是故に周代
市場整理の方法は金銀にあらすして貨物にあり貸借にあら
ずして斂散にあり物毎に價格を書して之を泉府に掲け(價格
は市の章に記せる評價人の定むる所に係る)賒賣せんと欲す
るものあれは貫屬有司の身元保證書を領し十日若くは三十
日の期限を以て之を賒賣し賒賣の緩急を以て市場の整理を
圖ると後世打分の高下と異らす貨物市場に停滯すれは直に
收買して物價の下落を維持し貨物缺乏すれは直に放賣して
騰貴を防き以て物價を平準し激變の患なからしむ而して斂
散賒賣の價格は評價人の定むる所に依り泉府官の權内に屬
せす此二ケの方法は泉府か市場整理の要點にして而して彼
の貨幣の輕重を權し及ひ手形發行の緩急を制して金融を流

通するは則ち又泉府の職權たるや固より推量の及ふ所なり
蓋泉府は後世の所謂常平法の毋耶

關門

周制境上毎に二關を設く東西南北凡て八關なり諸侯國は封
地の大小により其數遞減す夫れ關は敵國の侵攻防禦する第
一の堡塞にして國家安危の係る所なり故に之を守るに下大
夫を以てし管鍵を授けて啓閉せしめ柝を擊ち夜を警しむ旅
行者は官より授けられたる符節を以て信驗となし之を輔く
るに傳を以てす傳は齎操品及ひ其目的の地を記せるものな
り或は節ありて傳なく或は傳ありて節なく或は傳共に無
き者は關門を通過するとを得さるなり商人の節は之を璽節
と謂ふ内より出つるものは司市之に璽節を與へ其貨の多少

害し市場整理の惡義を置て顧さるに至るへしと是故に周代
市場整理の方法は金銀にあらすして貨物にあり貸借にあら
すして斂散にあり物毎に價格を書して之を泉府に掲け(價格
は市の章に記せる評價人の定むる所に係る)賒賣せんと欲す
るものあれは貫屬有司の身元保證書を領し十日若くは三十
日の期限を以て之を賒賣し賒賣の緩急を以て市場の整理を
圖ると後世打分の高下と異らす貨物市場に停滯すれは直に
收買して物價の下落を維持し貨物缺乏すれは直に放賣して
騰貴を防き以て物價を平準し激變の患なからしむ而して斂
散賒賣の價格は評價人の定むる所に依り泉府官の權内に屬
せす此二ケの方法は泉府か市場整理の要點にして而して彼
の貨幣の輕重を權し及ひ手形發行の緩急を制して金融を流

通するは則ち又泉府の職權たるや固より推量の及ふ所なり
蓋泉府は後世の所謂常平法の毋耶

關門

周制境上毎に二關を設く東西南北凡て八關なり諸侯國は封
地の大小により其數遞減す夫れ關は敵國の侵攻防禦する第
一の堡塞にして國家安危の係る所なり故に之を守るに下大
夫を以てし管鍵を授けて啓閉せしめ柝を擊ち夜を警しむ旅
行者は官より授けられたる符節を以て信驗となし之を輔く
るに傳を以てす傳は齎操品及ひ其目的の地を記せるものな
り或は節ありて傳なく或は傳ありて節なく或は傳節共に無
き者は關門を通過するとを得さるなり商人の節は之を璽節
と謂ふ內より出つるものは司市之に璽節を與へ其貨の多少

を書して之れを城門に通し城門は之を境關に通す外より來るものは則司官其節を案して之を城門に通し城門は之を市廳に通す參處相聯して以て姦商を檢す而して貨物の關を出入するもの皆稅を徵す城門に又城門稅あり市には則ち入市稅あり是れ一貨物にして三重の稅を征するものにして顧ふに立法の本意は貨物の濫出濫入を防ぐに出るもの乎

貨幣

布帛の幣を廢す

唐虞の洪水は古今昇降の一大機なり內地の河流を利用して有無を貿遷す水に舟あり陸に車あり商旅の往來貿易の熾盛軒轅種族と同一の論にあらず於是布帛の幣始て廢す其截斷に容易ならさると出產の多くして輕重を制するに足らさるとに由るなり然れとも貝玉の幣たる自若たり殷の代に至て

青銅貨出す

は人民の生計又虞夏より進めり然れとも貝玉と猶貨幣の効用を失はさりき其標位の如きは則ち珠玉を上幣となし文貝を下幣と爲す然れとも上幣は普ねく民間に流通するものに非すして其貧富を通して通用するものは下幣に止まれり彼の貨財又は賣買の文字の如き大抵貝に双はさるなきを以て一般の通貨たるを知るへし其後青銅世に出て、鑄工漸く發達するに從ひ製銅を以て貝玉と共に貿易を媒助せり其銅貨は純粹と分量とを政府の刻印あるのみにして其形狀も又一ならす刀形に似るもの之を刀と謂ふ泉文に似たるもの之を泉と謂ふ而して其圜なるものは之を布と稱せり下つて周武に至り百度更新す周公大公望從來貨幣の一定せす生民困苦するを察し遂に初めて九府圜法を建つ蓋貨幣の一進歩と謂

周の貨幣

ふへし於是其の形を定め其量を齊ふし其位を同ふし打印銅錢を創鑄發行す其体は卽外圓にして內方孔を穿ち繩を以て貫くへからしめ以て携帶に便にし上に其價を刻す秤量を須たす一見識るへし其質は則ち銅錫を混合し其品は則大小二品あり大を母とし小を子とす母足らされは則子を以て之を平にし子足らされは則母を以て之を平にす子母相通し輕重互に權す是を以て交易圓滑にして金融逼促の憂なし其名は則ち舊慣に依て布を以て行はる之れ實に銅錢の權輿にして通貨の基礎是に於て始めて定まる其の法周より以來未た改るとあらさるなり殊に天下を通して同一の貨幣を通用するに至らしめたるは周法に於て最も見るへき所なりとす是に至て貨幣大に整便に赴きしと雖其の用途たる尙甚た狹かり

銅錢の權輿

し蓋通貨の分量は其の內外の貿易に平均するものなり俸祿を制する既に田を以てし租稅の多分は土地の產物にて之れを納め衣食の具皆自ら其力により之を致し購買するものなり然れとも之れ一家を以て謂ふのみ若し天下を以て言へは決して少額と謂ふ可からす今假に人家五口一歲の用を一千五百文に定むれは一口に三百文九州の民一千三百七十餘萬口には則ち四十一億四萬文なり四十億の錢は後世の鑄造を難しとする所なり三代の際銅の產出決して多量ならさるなり通貨の分量果して能く社會の經濟と並行せしや否やは疑の存する所なり夫れ通貨欽亡して用を贍すに足らされは理他に救濟の法を求めさるを得す而して三代政府は如何な

る方畧を以て需用を充たせしやと云ふに專ら質劑を使用せり質劑は融通手形の類にして政府の發行に係る質は大貿易に用ふるものなり劑は小貿易に用ふるものなり凡そ貿易するものは買取者より賣與者に質劑を與へて買取の證となし一定の期限內に代價を支拂の法にして此の質劑は又貨幣の代用として他人に流通し得るなり周禮質人職に曰く凡そ賣買者質劑焉大市以質小市以劑と卽ち當時商人の取引は重に質劑を使用したるを見るへし彼の宋元の兌換紙幣は卽質劑の進化したるものなり戰國爭亂の世に際しては質劑發行の權は政府にあらずして巨商の手に在り而して此の貨幣代理者は何を以て基金と爲したるかと云ふに從前只器具の粧飾に用ゐられたる黃金を以て基金に充てたる者の如し抑質劑

紙幣澄觴

か私商の手に出つるに關せす安全と信用とを世間に與へたるものは卽支那人種の商業上の特習に基くものなり蓋此風は成周政府か數百年間に養成したる質劑制度の結果にして今日に迄るまて猶流風餘韻の現に存在するを見る理財の責に當るもの其れ亦鑒みる所を知るへき哉

總論

三代の商業は言ふに足る者なり神農市を立てゝ各人貿易始めて行はる黃帝一統の端を啓らいて社會貿易始て行はる則ち商業の起る其源遠からすと爲さゝるなり唐虞に至て封建の勢漸く成り各條約あり以て商旅を通し河川を修めて運輸を利す貨幣手形の制周に至て大に備はる泉府職あり輕重の權を通し司市職あり有無の用を濟ふ利用の政厚生の法具り

備る其商稅にあつては商店には則ち列肆稅あり市地には則ち邸舍稅あり市門は則ち入市稅あり行商は則ち營業稅あり詐僞を行へは則ち罰金あり屠肉者は則ち皮角筋骨の徵あり其未た市肆に至らさるもの川に在ては則ち川稅あり澤に在ては則ち澤稅あり山に在ては則ち山稅あり林に在ては則ち林稅あり金玉は鉛錫齒革羽毛漆葛薪炭は皆稅あり而して貨物の出入は特に門關稅のあるあり稅法亦密なりと云ふ可し當時意を商業に用ゆる至らすとなさゝるなり然而して其商勢未た物品貿易の範圍を脫する能はす國民の購買力は一歲僅かに三百文に止まりたるか如き蓋し井田の制度と四民世襲定業と與つて力ありたるものならん乎周室衰ふるに及ひ諸侯各自ら法を立て國家の制度敗弛するに從ひ商業の氣勢

漸く振起の路に上れり然り而して氣勢を助長するの大なるは則ち井田の敗壞なりとす如何んとなれは井田廢すれは則ち紡織家は其資力に應じて廣く桑田麻田を栽培し商人は賣買抵當の道に依て其資本を活動し得へければなり抑も干戈を磨く時に在ては法度敗壞の外又商業の興起を助くるものあり軍糧の貯蓄に急なるより外資の輸入を促し敵國の動靜を覘はん爲め間諜を商人に粧ふて外諸侯に交易せしめ軍費の不足を感するより輸出を奬勵して富强の策を講し珍玩奇巧を輸出して外諸侯の奢侈を導き其國力を罷弊せしむる等何れも商業興起の原因たらさるなきなり是故に春秋の際諸侯間に通する公法ありて宣戰講和を規定せしか通商貿易を妨害するは公法中に於て嚴禁せられたり若し夫れ一諸侯を以

て言へは關市の禁を弛へ水運を修めて魚鹽の利を通す是れ齊桓の覇たる所以なり關稅を務め農を訓へ商を通し工を惠む是れ衛文の其國を再造せし所以なり貨幣を停めす財物を留めす有無相通し流るゝ流水の如くならしむ是れ越王勾踐の讐を吳に報せし所以なり以て春秋諸侯か商業を奬勵せしを見へきなり是時に當り周の商人は魯衛齊晉鄭楚に往來し晉の商人は周鄭魯宋衛秦に往來し衛の商人は周晉宋鄭に往來し魯の商人は周晉鄭衛齊宋に往來し宋の商人は魯衛鄭齊に往來し鄭の商人は周魯宋衛晉楚に往來し楚の商人は鄭宋吳越に往來し越に往來し吳の商人は齊楚越に往來し而して齊は卽ち天下を横行せり齊は太公望の故國なり太公望經濟の才を以て瀉鹵を利用し海に就て鹽を煑魚を漁し山に就て獸を獵し木を伐り魚鹽皮木を諸侯の國に輸出し以て其國を富ませ又その女功を勸め其技巧を奬め商業を以て國の基を立つ是に於て齊國富饒其俗功利を尙ひ行旅を輕す其由來する所遠しと謂ふへし管仲か相たるに及ひ太公望の遺法を祖述す其民西方は綱綱を業とし南方は牧畜を業とし東方は染織を業とし北方は煑鹽を業とし中央は技巧を業とす之を五方の民と謂ふ皆重要の物産なるか殊に海鹽の利最も大なり魯衛宋鄭紀莒陳蔡中原の諸侯給を齊に仰かさるなし且つ其關稅を去り其市禁を弛へ周の泉府法に倣ふて其輕重を制す又た諸侯の爲めに特に互市を立て之れを拘するに利を以てし之を結ふに信を以てし之を示すに武を以てす是を以て齊天下の中央市場となり天下の財寶を傾けて之を齊に注入せり春秋の際

商業漸く社會に貴重せられ興隆の途に就くと雖とも五覇交興り平和を維持し商業亦未た甚た伸暢せさりしか戰國に至ては天下鼎の如く沸き法度廢の如く亂れ奢侈禁なく山澤守なく尊卑制なく住處別なく而して井田亦變して永業となる然り而して軍費の浩繁は商業を慫慂して貨物の出入を容易ならしめたり當時商人の戰爭の慘毒に罹らすして却て轉た其勢を逞ましうするものは唐虞以下兵を農に寓し農夫獨り鋒鏑の衝に當りて工商永く軍役の苦を免かれ而して巨商大賈は戰亂の機に乘し糧食を居化し武具を購入し鉅萬の奇贏を鐘皷塡然の間に博したるに因る是に於て貧者は益貧しく富者は愈富む財産の平均を失ふもの獨り井田制度の敗壞のみにあらさるなり當時七國雄を競ひ強を爭ひ龍戰虎鬪紛々擾々貧富強弱一興一仆之を要するに出產多き者は富み少なき者は貧し故に齊楚は富みて韓魏は貧し產物少なしと雖交易を務むるものは豐かに產物多しと雖とも交易を務めさるものは遂に興らす故に趙は能く國を保ちて楚は大に振はす富む者は强く貧きものは弱し故に齊楚趙は强く韓魏は弱し交易甚た盛ならすと雖とも人民護國の精神に富める者は永く存す故に魏は三晉に後れて亡ひたり既に產物の利に預り又經營の法を盡くす者は必す興る故に秦は則ち六國を併呑して天下を一統せり豈所謂天事人事なるものにあらすや若し夫れ周の韓魏間に於ける衛の魏齊間に於ける小地寡民記するに足らさるなり眄みれは今ま宇內全般の戰國貿易工業豈忽諸に附して可ならんや

秦二世十五年漢に滅さる西漢二百十四年新の王莽之を簒ふ新一世十八年更始之滅す後一年東漢業を定む傳ふる百九十六年魏之を簒ふ此時蜀吳魏と三分鼎立稱して三國と謂ふ蜀四十三年魏之を並す魏四十六年晉之を並す晉五十二年漢主劉曜之を滅す東晉統を江南に保つ事百三年宋之を簒ふ是より後を南北朝と稱す其南朝に在ては宋六十年南齊に簒はる南齊廿四年梁之を簒ふ梁五十六年陳之を簒ふ陳三十二年隋に幷せらる其北朝に在ては趙秦涼燕迭に相割據す魏遂に之を殲滅し百五十九年北周之を簒ふ北周二十五年隋之を簒ふ隋南北を一統し二十九年唐之に代る唐二百八十九年後梁之を簒ふ後梁十六年後唐之を滅す後唐十三年後晉之を滅す後晉十一年後漢之を滅す後漢四年後周之を滅し後周十年宋之を滅す梁唐晉漢周之を五代と稱す宋三百二十年元に滅さる凡へて一千五百零九年之を中古世紀と定む

國勢の推移

秦氏封建を廢し郡縣を置てより事物政敎上古と一大溝を劃し書を焚き儒を坑にし三代禮樂の俗泯然として幾んと亡ふ屯戍寇に備へて兵農稍く分れ井田法廢して貧富懸隔に奢侈禁を解て民功利富强を圖るの風起る之を世道一變の大機となす漢高天下を取て業功臣の力に依る封建復興り州郡と牙錯す之を郡國と謂ふ其同姓の王侯漸く封豕宗室權微にして遂に七國の亂あり武帝漸く强藩の力を殺きしと雖も翻つて

外戚の災遂に王莽の簒奪となる光武前弊に懲りて痛く外戚の權を裁し又政を臺閣に歸して閹人命を將なふ遂に以て後世宦官の慘禍を啓く誰れか無窮の常態を保たん一得一失實に天數の免かれ難き所乎義士世を慨して言論水を激し民間氣風の盛なる未た此時に過くる者あらす黨獄毒を極めて遂に三國の分裂を致す智々相攻め勇々相戰ふ詐力を以て天位を奪ふもの魏實に其端を啓らく晉能く全國を一にすと雖も八王權を爭ひ國内鼎の如く沸き五胡華を亂つて僅かに餘喘を江南に保つのみ南北朝に至り厥亂紛を極め王者の其能く廢弒の禍を免かれし者纔かに十數人のみ蓋し帝王の尊嚴なるは其血統を以てなり力あるもの哀龍を着くるを得は則ち王衣は甲冑と奚そ釋はんや隋に至り南北混して一となる然れとも積習遽に除き難く蜉蝣の祚唐之を奪ふ唐の興るや大に前弊を矯め府兵の制を立て、將帥の權を去り制度文物爵然として興り蓋し覇道の冠たるものが惜哉内行缺くる所あり有唐一代女色の禍に堪へす府兵の制變して節度となり藩鎭の弊此より發し其毒延て五代に及ふ宋天下を得て大に藩鎭の權を殺き政權悉く文吏に歸す然れとも尙武風衰て金元の胡族漸く中原に臨む戰へは則ち賦役に疲れ和すれは則ち賂遺に苦しむ其人々心を一にして國家の利害を討究し歷代言論の盛宋に若くものなしと雖とも意見の異同は分れて黨派となり結んて忿怨となり乖裂四出亦收出すへからす南渡の後戰和の二黨互に正邪を爭ひ因是定まらす遂に元の並す

文學の變遷

支那の文學は戰國に至りて道學の變解大に其の英華を極めたりしか秦始皇の新政を布くや書を焚き以黔首を愚にせんと欲す然るに書焚くへく心制すへからす諸生猶往々朝政を議るものあり乃諸生四百余人を咸陽に坑殺し後復た詐計を設て七百余人を驪山に掩殺し二世の時更に又數十人を殺す是に於て文學の士斯盡唯類を留めす然れとも秦の書を焚く唯民間の藏書に止り博士官の府尚は古書を藏す項藉火を秦官に放つに及ひ此書亦悉く灰燼に委せり人已に亡ひ書又亡ひ詩書六藝蕩然として滅するに幾し獨り黃老の徒秦坑の禍を免れ其書亦民間に存せるを以て漢の興るや其道大に勢力を社會に振へり武景儒術を崇め天下靡然として風に嚮ふ大經已に湮埋して道德の蘊を探くる能はさりしも學者尚章句に拘せす各精練の見を以て實用の方を運す東漢に至り儒教更に振ふ學分業を以てし各儒一經を極む博疎を厭ふて深精を求め志經綸に存して才實用を期せり晉より隋に至るの間は老莊の學釋氏の教相依り相助けて大に勃興し儒者時に容られす退いて遺經を補綴し詞章訓話以て自ら遣る學者は事を執るものにあらす事を執るものは學者にあらす學風是に於て大に變す唐に至り儒學稍氣勢を回復せりと雖とも寺觀堂塔亦並興り但儒者は朝に立て政を執りしも社會全般の間勢力遂に佛に及はす季世に及ひ寢く衰へて寢く微に五代に至り潰亂極まれり抑儒學一たひ孔孟の闡開を經たりしと雖とも疎枝渙然茫として大海の如く後世の學者其統緒を得る

に苦しむ宋の起るや歴朝心を儒術に留め張載周敦頤程灝朱熹の若きあり斯文の式微を嘆し勵精刻苦幽眇を張皇し粃糠を淘汰し以て一代の新學を開けり是より後世人翕然として斯道の尚ふへきを知る豈に張周諸人の力にあらすや惜哉朱氏新民の解毫釐の差千里を謬て後世腐儒釀生の源となるを只幸に王氏親民の見以て僅かに斯道の骨子を存するあるを而して其心髄を傳ふるの術は今や乃ち亡也

商政

農本商末は中古政府治世の方針なり帝に商を賤しむのみにあらす百方計を盡して商業の發達を制せんと欲す而して其制すへからさるに至れは政府其職業を奪ふて自ら製作販賣の勞に從事し商人をして利する所なからしめ猶制すへからされは則ち商人の財産を強奪して以て農民を保護するに至る蓋し三代以來井田を以て貧富懸隔の害なからしめしか戰國に至りて日に耕戰を事とし大夫は鋒鏑に斃れ老弱は轉餉に疲れ復た耜を南畝に秉る者なし而て商業者は軍役に服する義務なきを以て戰亂に寅緣して貨殖の計を運し農民の田畝多く商人の有となれり秦海内を統一せしも長城の役阿房の課其苦却て戰國に勝る者あり而して其害を受けるものは尤も農民にあり故に商は益富み農は愈窮す是に於て慷慨の士群起農本商末の論を唱ふ其意に曰く一夫耕さゝれは民饑ゆる者なり一女蠶せされは民寒するものあり彼れ商は其男耕耘せす其女蠶織せす而して肥に策ち彩を被り王侯に交通して力吏勢に過く此れ商人の農夫を兼併して而して農夫の

流亡する所以なりと時しも政府は方に秦末の弊を承け倉廩空虚財用足らす饑饉連年農民轉た困蹄す是に於て商末の說政府の客るゝ所となり商賈の律を嚴にし租稅を重くし商人は綿綉車馬を禁し仕官吏となるを許さす百課の租稅商賈獨り倍し謫成の七科商其一に居る之を賤む又極れりと云ふへし獨り司馬遷崇富論を唱て曰く虞夏以來耳目は聲色の好を極めんと欲し口は芻豢の味を窮めんと欲し身逸樂に安して心勢能の榮に誇矜し俗の民を漸すること久し戸こに說くに妙論を以てすと雖も終に化することは能はさるなり故に善者は之により其次は之を利導し其次は之を敎誨し其次は之を齊整し最下は之と爭ひ其れ農出てされは則其事に乏し商出てされは則ち三實絕へ虞出てされは則財匱少す人たる其能あり其力を盡して以て欲する所を得るを期す故に賤は貴を徵し貴は賤を徵し各其業に勵み其事を樂しみ日夜休むを時なと召さすして自ら來り求めすして民之を出す豈に道の符する所にして自然の驗にあらすやと其說亦一理なきにあらさるなり抑農本政畧は外抑商を以て名となすと雖も內亦政府の財源を長せんと欲するもの少なからす彼の漢武の鹽鐵を榷するか如き平準法を行か如き緡錢を收むるか如き王莽の五均官を立つる唐宗の酒茶を榷する皆商工の膏を搾して國用の不足を補ふものにあらさるはなし唯隋文の酒を榷せす鹽鐵を榷せす開門の入市の稅を徵せす山林川澤を放開して人民の自業に聽せたり夫れ農本商末の論是非各其理あり農本を非とするも非なり商末を

非とするも亦非なり數は時の根時は權の母聖人は物に凝滯せず能く世と移る彼の自然的經濟法の第十七世紀の末年を益する世誰か其効を証ゆるものあらんや之を要するに經世の術たる唯世を達し時を安するにあるのみ

西漢文帝の農業保護

西漢秦末禍亂の後を承け財糧匱乏百姓經月の蓄なく米一石價萬錢高祖租稅を減して十五分の一とせしも一たび水旱の災あれば民間往々妻子を賣りて饑餓を凌ぐものあり是に於て貯粟の議起る賈誼文帝に說て曰く夫れ一物之を生ずる時あり而して之を用ゆる度なければ力遂に屈す今俗日々淫侈之を生ずる者甚た少なく之を糜するもの甚た多し天下の財産何を憑まらさるを得んや夫れ貯蓄は天下の大命なり苟も粟

賈誼の令の權輿

多く財餘りあれば何をなしてか成らさらんやと其後鼂錯又爵を賣り粟を貴くする策を献す曰はく夫れ民は上の之を牧する所以にあり珠玉金銀飢て食すへからす寒へて衣るへからす粟米布帛は地に生し時に長し力に聚まり一日得されは飢寒に至る是故に明主は五穀を貴ひて金玉を賤しむ方今の務は民をして農を務めしむるに若くは莫し民の農を務むるを欲すれは粟を貴くするに在り粟を貴くするの道は粟を以て賞罰を爲すにあり今天下に募り粟を縣官に入れ以て爵を拜し罪を除くとを得せしむれは則ち富人爵あり農民餘あらん爵なるものは上の擅にする所なり口より出て窮りなし粟なるものは民の種ゆる所なり地より生して乏しからす所謂有餘を損して不足を補ひ令出てゝ民利するものありと議行

なはれて遂に賣爵令を發す是を支那賣爵の權輿とす未た幾時ならずして邊食五歳を支へ郡縣の積又一歳を支ふへきに至れり是に於て田租の半を除き次年より遂に盡く之を免除し十三年の後再ひ三十分の一稅を取るに過きす其利のある所斯の如しと雖とも其害亦直に之に從ふ抑爵は王者の大柄にして朝廷の功に酬ひ善を褒する所以なり濫りに與ふれは則贖る贖るれは則ち之を得るも榮とするに足らす之を失ふも辱とするに足らす榮辱制するに足らされは則王者の大柄を廢す何を以て善を勸めて惡を懲らさんや今彼の納粟者は何人ぞや他日富の勢を恃み嬌奢又淫逸貧人の田を兼併して鄉曲に武斷するに至る卽ち此徒なり豈に積重自然の勢にあらすや蓋し得失の數は聖知にあらされは之を永遠に制する能はさる乎

十三年間租稅を免すす

犁牛法

西漢武帝の農業奬勵

漢武役繁く天下疲弊の末年に及ひ慨然意を民力休養に致せり時に趙過なる者あり稼穡の法を善くす其法三あり曰く犁牛法用つて人力を省く曰く代田法用つて地力を長する是れなり古の耕するもの耒耜を用ゆ二耜を以て耦を爲し兩人之を駢せ爲す皆人力なり三代以來牛は只祭に奉し賓に享し車に駕し師を犒ふのみ井田の制壞れ田畝の界漸く廣まるに及ひ始めて牛耕あり犁を用ゆ犁は叔均の發明するに係る然れ共猶頗る不完全なりしか趙過に至り之を改良せしより從前の犁に比して人を要する更に少なくして功は則ち之に倍せり又代田法は后稷の遺法にして趙過之を祖述したる者なり

二千餘年前の代田法

其法毎畝に三川田を設け毎歳地を換へて同一の穀を同一の地に種へさるにあり然る時は左の四利あり(一)異種と異質の抱合に由りて充分の養力を得(二)前年の穀種の放下せる泌汁に由りて地の養分を多量にす(三)異種の物は又異質の養分を得るか故に地力減耗の害なし(四)其間に於て又次年の養分を養ふとを得へし是に於て武帝其法を用ゐ改良犁の製造所及田法傳習所を置き各地方の三老(爵名)力田(擧科の名)及ひ農民の賢者を募りて耕耘下種養苗の法を傳習し改良犁を受て歸りて其鄉里の民に教へしめ又特に人を派して法を邊郡に傳ふ民其法を便として田野歳に墾く聞く代田法は歐洲に於て近頃繞に其發明ありと武帝の農を奨むる亦至れりと云ふへし

限田法

三代以上土田の所有權は政府にあり秦漢以下は其權人民にあり此れ古今農政の大變なり田人民に在れは則ち兼併廣占を置き富者をして制限外の土田を廣占せしめさるを言ふ其意に曰く夫れ兼併を抑ゆるの術は吏の穀敏なる者能く之を州縣に行ふへきも古井田の法今猝に行ひ難し故に宜しく少しく古に近つき民の名田を限りて以て不足を贍し兼併の路を塞きて以て奴婢を去り賦歛を薄ふして以て民力を寛にすへしと議用ゐられ遂に限田條例を發す諸侯王、公主、列侯、關內

限田法の四利

侯、吏民の名田皆三十頃を限りとす諸侯王は奴婢二百人列侯公主は百人關内侯吏民は三十人とす今當時限田法の利を按するに左の四項あるを見る

一田定限あれは其勢富民の田は貧民に領たれさるを得て則ち貧民食を得て凍餒の苦を免るへし

二富民多く田を占めされは其勢奴婢を放たさるを得す則ち奴婢は馬牛の伍を脱して快濶の天地に逍遥すへし

三佃客奴婢富民の養を得されは其勢他に衣食の道を求めさるを得す則ち荒蕪を闢き商工に從ひ四民稠和の度宜をきを得へし

四民衣食に窮せされは其勢優長禮樂の念を發せさるを得す則ち人心鎮靜治平を保へく且つ文學亦爲に隆起すへし

私欲世を害ふ

令出て、限るに三年を以てす若し期を過きて減損せさる者は其田宅奴婢悉く官に沒入す是に於て富人爭ひて田宅奴婢を放買し價俄に減殺して他の物價に影響し一時大に恐慌を市場に與へたり然れとも細民は機を得て田宅を購買し財産漸く平均を得て市場亦鎮靜に復せんと欲したりしか當時外戚事を用ゐ董賢方に寵貴せられ皆減損を欲せす是故に未た三年に至らすして此良法遂に取消さるゝに至る惜むに勝ゆへけん哉我德川氏の田宅賣買の法を重んし又其失亡を以て無上の恥となすの風尚を養ひたるか如き拮撙を有形に加へすして制裁を無形に存し三百年の久しき貧富甚た隔たらす民人其澤を蒙る蓋し農本政の道を得るの妙なるもの乎

王莽の井田法

王莽の政大抵三代の迹を摸擬し人民を脅迫して之に強従せしむ井田を復するか如き亦其一なり井田戰國の際に廢して
より此に至りて始て復す其法男一口に一百畝八口に九百畝
其一百畝を以て稅となす溝洫を設けす阡陌を立てす富民の
田を損して一口一百畝に減し其減したる餘地を以無田者に
授けしより後世儒者口を極めて其狂妄を譏ると雖も葬の如
き安石の如き並に是れ非凡の資あるもの能く深く當時の眞
象を精究したる後にあらされは未た輕しく是非の斷を下し
易からさるなり唯其新法出つるに及んて人民驚愕天下廐の
如く亂れ死刑の報日として之れなきは無し人々足を蹐し死
を待つもの比々皆是れなり奴婢は富民の養を失し衣食を得
る所なく道路に彷徨し餓莩相望み人民怨憤し以て亡ふるに
至れるは我其一時字に疑なき能はさるなり

晉の均田法

均田法

今世紀に於て田制上大書特筆すへき者は均田法なりとす晉
の武帝吳を平らけ天下一と爲れり是に於て戶口を按し田土
の肥瘠を度り天下の人に均しく田を給し以て兼併の弊を矯
む而して財產齊同力役租調得て平にすへきなり均田の制蓋
し此に始まれり此時天下事なく人皆其業に安して其事を樂
めり史其還受の法を書せす今其詳を考ふるに由なし其後後
魏孝文帝の時に至り李安世なる者上疏して均田法を復せん
ことを請ふ文帝其議を嘉納し再ひ均田法を立てゝ里黨の制
を設け其賦役を平かにし其習俗を同しくす蓋し制產の道は
里制より要なるは莫し故に魏文經畫の要先つ此に係れり其

後魏均田法を復す

法五家に隣長あり五隣に里長あり五里に黨長あり皆鄉人の強謹なるものを取りて之に任す里制已に立つ其戸を計り其人を度り參するに土地の廣狹を以てし田を分ちて之を給す其法左の如し

露田　男四十畝　婦人二十畝　奴婢一牛に三十畝

法れ隨て還受す但し奴婢の牛は四牛に過くるを得ず

牛を加ふる毎に三十畝を增す

桑田　一夫一婦二十畝

法に依りて桑楡を課蒔す桑五十樹棗五株楡三根其苗は官之を給す桑田二十畝に盈つるものは受くるとなく還すとなし二十畝を過くるものは過分を賣るとを得不足の者は其不足分を買ふとを得

非桑田　男一畝

法に依りて餘菓を課蒔す多く桑楡を種ゆるものは禁せず

宅地　三口に一畝　奴婢五口に一畝

男女十五以上其他分口課に因りて其五分畝の一に菜を課種す

還受の制

均田法は三代の井田法なり井田の法百畝の外溝洫之を繞りて其界を明にす均田法にありては溝洫は自然に任せ隴畝を以て之か境界をなす其法大別して公田私田となす耕作に供するもの之を口分田と云ふ所謂公田にして官より受けて官

に還すものなり桑果樹を種ゆるもの之を永業田と云ふ所謂私田にして受くるありて還すとなきものなり合稱して身分田と云ふ其還受の期限魏は人年十五に及べは一夫の田を受け六十に及へは之を還へす奴婢牛は有無に隨つて還受す周氏隋氏皆魏氏の制に遵ふ唐氏に至り若干之を損益せり然れも大同小異たり其改易の著しきは歳十六を中とし二十一を丁とし六十を老とす丁男人ごとに一頃の田を給し其八十畝を口分とし二十畝を永業田とす老及廢疾には四十畝寡妻妾は三十畝戸主の婦人に二十畝を増す皆二十畝を以て永業田とし餘を口分田とし又賣買法を改め其度を寛にして其法を精ふせり抑均田法は魏之を復してより以來周氏隋氏を經て唐に到り皆之を行ひ庶民之を便とせり然れとも周隋二代は

唐の均田法

國祚長からす其結果を見るに由なし獨り唐は治平の世にありて制度脩明民其澤を蒙る多し百餘年を經て德宗の時に至り楊炎兩稅法を立て、田土の制限を廢するに及ひ其制始めて廢するに至れり是を以て論者唐の亡ふるを楊炎の兩稅法に歸するもの多し然れとも國家將に亡ひんとすんや妖孽あり豈に亡機の却て兩稅法の毋たるものに非らさるなきを得んや

西漢武帝の均輸平準法

武帝の時桑弘羊理財の任に當れり舟車を算し酒酤を榷し緡錢を稅する皆な其建設に出つ此時に當り利孔細として開かさるなく稅源一として取らさるなし而して均輸平準法又起れり往時郡縣の貢賦人を僱ふて京師に輸送せしか往來煩雜

均輸平準の意

にして遠きものは往々搬運の費を償はす故に郡縣に均輸官を置きて貢賦を玆に致さしむ均輸官自ら其貢物を適宜貨物缺乏の地に轉遷して之れを賣り以て所在の物價を平かにす故に均輸と云ふ往時官の需要は官各自ら市物を買ひしか商人豫め貨物を積み官府の急に乘じ其價を倍して之を賣る故を以て物價騰踊し害延ひて細民に及ふ故に平準倉を市師に置きて均輸官の委輸を受け賤しけれは則ち買ひ貴けれは則ち賣り以て均價を平にす故に平準と云ふ然れとも其弊の生するに至り均輸官獨り市場の整理を爲すに止まらす凡物の貨物彼の取つて以て利あるべきものは悉く之を買籠して各地に轉賣せさるなり而して均輸官の之を民に買ふや威力權勢以て人民を強制し短期日に於て之か調製を命し民或は命に堪へす他人より轉買して均輸官の求に應するものあり又強て貨物を賤賣して民本を償はさるものあり又既に貨物を取りて直に其代價を與へす故さら時日を遷延し時價の低落するに及ひて其代價を與ふるものあり弊害弘多名狀すへからす一歳の輸送額布帛五百萬匹に至る他物も之に準するに至る霍光顧托の重を受け志休養に存す郡國に命して賢良文學の士を擧けしめ問ふに民の疾苦を以し政府の委員と政治の得失を論難せしむ其議事皆な國家の大政に係れり蓋し今の國會に類すと云ふ其均輸平準法の如きは殊に其政務する所にして政府委員之に反駁し論辯交々精詳なり抑議員一介の書生を以て威を畏れす權を憚らす侃々諤々讜論息ます當時の氣象想見すへきなり是に於て霍光奏して均輸平準法を

罷め以て蒼生の憤を解く令下るの日農商梶を擧けて相祝すと云ふ豈に輿論を重んずるものにあらずや

王莽の五均官

王莽長安及び洛陽、邯鄲、臨淄、宛、成都の五都に於て五均官を立て皆交易丞五人を置き司市之を總管す是時鹽酒鐵器は一切官に於て之を製造し五均官其販賣を掌り人民の營業を許さず名山大澤を封禁して悉く官有となし人民の金銀銅鍾錫を採り龜貝を取らんとする者は五均官の特許を得て其採掘する所の多少を届け出で時氣に順ふて取るとを得べし及び錢貨鑄造と錢府の賒貸とを併せて之を兵幹と云ふ金銀銅鍾錫龜貝を採取する者は皆採取高の十分一を稅と其他鳥獸魚鼈百蟲其他の衣物を山澤に取り及び牛羊を牧する者亦之の如し若し夫れ營業稅は婦人の蠶桑織紝紡績補綴を業とする者牧畜を業とする者行商坐賈工匠巫醫卜筮其他百種の方技は皆な營業の種類を均府に登し其所得の十分の一を租稅として上納す若し五均官なき地は所在の縣官に於て其稅を徵收す司事常に四時の中月を以て各其管轄郡の時價に依り一物毎に上中下の價を定めて物價の標準と爲す之を市平と云ふ五穀布帛絲綿等日用必須の物にして停滯售れざる者あれば均官其實を考檢し本價を以て之を錢府に買ひ萬物昂貴して市平に過くれば則ち市平の價を以て之を賣買することを聽るし以て姦商の物を積み昂貴を待つ者を防止す若し祭祀表紀費用給せざる者は錢府工商の稅を以て之れに賒貸し息利を取らす近きは十日遠きは三月を期とす産

業を始めんと欲するものは又資本を借ることを得へし其利息は皆十分の一とす然るに時可ならさるか將た人を得さる乎民其法を便とせす人心洶々怨憤路に載ち商工業を罷め産を破る者市井に連接し交易殆んと廢するに至る王莽人民の之を苦しむを知り詔穀を下して立法の意を人民に曉諭するも遂に民怨を解止するの效驗なく怨憤の聲は化して突喊の聲となり北斗威を失して復た漢官の威儀を見るに至る夫れ周禮の法を以て周氏の民を治むるものは周公是れなり周禮を變通して春秋の民を治むるものは管仲是れなり周禮を破壞して戰國の民を治むる者は商鞅是れなり王莽王安石蓋し之を何とか云はん二王敗してより天下復た周禮を言ふ者なし然れとも豈に其法の罪ならんや

鐵政

齊の管仲鹽鐵を以て富強を收めしより鍛鐵の業漸次銅工の領分を侵畧し戰國の末に及ひては兵器農具紡織建築其他一切の器械皆鐵を用ゐ銅は僅に貨幣及美術品に命脈を保つに過きす故に秦以後は所謂工業の鐵世にして百種産業の進歩を促すの效驗に至りては鐵の右に出つる者あらさるなり社會の大勢是に於て一變し農業に工業に商業に攻戰に活氣を與へ大に昔日の面目を一新し鐵治を以て富王侯を傾くる者少なからす鐵治の法は秦漢稅源の要部たり

漢武帝の時縣官財用足らす天下に布告して獻金を慫慂すと雖とも敢て應する者なく鉅工大賈鍛鐵煮鹽を以て財或は萬金を累ね而して政府の急を佐けす是に於て張湯建議して天

権鐵起る

下の鹽鐵を禁榷し南陽の大冶孔僅を擧けて榷鐵の事を掌とらしめ鐵を出す州郡には皆鐵官を置き以て一切の鐵器を鑄造すると凡へて四十郡鐵を出さゝる地には又小鐵官を置く均輸官之を各地に配送し官廛を開きて販賣し民間の鍛工を除して吏となし鑄造賣買皆鐵官吏をして之を掌らしむ鐵官の設置殆んど天下に徧く民間の鍛工總へて官に用ゐられ吏の數賈人よりも多かりしと云ふ當時鐵官の器械を鑄造する皆一定の模形ありて土地の狀勢に因りて用器各便あるを顧みさるか故に山地平地同一の耕具を用ゐ加之價又從前より倍して人民官鐵を便とせす民間窃かに鑄造する者ありしか故に嚴に私鑄律を定めて强て官鐵を買はしめたり王莽の時鐵は六幹の一にして五均官之か賣買を掌とれり後漢の時郡國に鐵官を置き皷鑄賣買を掌とらしむること前漢と同し其後暫く廢せしか明帝の時歲饑へ穀貴く縣官給用足らす故に又鐵官を復せり和帝位に卽くに及ひ悉く鐵官を罷め人民に鼓鑄を縱し稅を縣官に納れしむ之を稅法と謂ふ此れまりの後復權鐵を云ふものなし

鹽政

秦の少府官山海池澤の稅を掌り以て天子の供養に給せり鹽稅古に二十倍す漢興り循ふて改めす武帝の時軍用給せさるより鐵官と同時に鹽官を起し總て稱して鹽鐵官と云ふ產鹽の地皆鹽官を置き鹽を製すると總へて二十八郡左右舖を開置し煑鹽家を用ゐて煑鹽賣場の事を掌らしむ鹽味苦惡にして價貴く民間淡食するものあり其後元帝鹽鐵官を罷む然れ

鹽味苦惡民淡食す

とも尋て又之を復す王莽の時五均六幹を設く鹽其一に居れり後漢の時鹽官を郡縣に置き鹽を賣る前漢の法と大差なし其後暫く廢して又復し和帝に至り遂に代ゆるに稅法を以てし煑賣皆民業に放任し其利益を占して稅を入れしむ而して鐵利は鹽利の大に若かさるか故に鹽稅法一たび立ちて鐵再ひ榷せす而して鹽榷は則ち久しからすして又復す

三國榷鹽

後廢復張弛あり三國の時關中の百姓戰亂を避けて流れて荊州に入る者十餘萬家本土安寧なるを聞くに及ひ皆歸るを思へとも衣食の道なきを患ふ是に於て議して又榷法を復し鹽官を置き煑賣を監せしめ其利直を以て犂牛を買ひ流民の歸る者に給與す而して其歸るに及んでは榷鹽の弊從前より甚したしと云ふ三國共に皆司鹽官あり南朝の宋齊梁陳又皆鹽を榷せさるなし北朝に在りては元魏宣武の時河東の鹽池に官司を立て、鹽利を收めしむ其後之を罷めしか富民等池鹽の人力を用ゐすして結成するを利し獨り其利を專らにしたるか故に延興の末年復た池鹽を榷し監司を立て其貴賤を量り其賦入を節し以て民に賣りしか明皇帝に及ひ甄琛の建議を容れ鹽池の禁を罷めたりと雖とも其結果は反對者の所論は確かめたるに過きすして幾はくもなく復た榷法を立てたり其後廢復常なし而して遂に榷法に歸す元魏池鹽の法は上に述ふる所の如し其他海鹽は則權法を行ふたる明かなりと雖も池鹽と共に興廢せりや否今考ふへからす北周政府の鹽法は元魏の遺利に從ひ大差あらさるなり但池鹽は池毎に之か禁を爲し之を取れは則ち稅を收む三代の法と同し隋の文帝

に至り鹽禁を除き鹽池鹽井を通して人民と之を共にせり唐初猶隋氏の利により稅鹽法を行ひしか高宗の三十二年右拾遺劉彤鹽鐵を禁榷せんことを請ふ其議行はれ鹽筴復起れり

權法の一變

其法頗る漢法と趣を異にす天下の鹽悉く之を禁榷すと雖も官自運搬販賣の勞に任せず大商賈に糶與して其往く所に任せ民間に販賣せしむるの法にして之を通商法と云ふ漢の官賣法是に於て一變す此時鹽法猶疎畧にして備はらす肅宗の乾元年間鹽鐵使第五琦初めて鹽法を改更し山海井竈利に近き地に就きて監院十四を置き遊民の羨鹽を業とする者を亭戸となし其雜役を免して羨數に從事せしめ其鹽は之を監院に積て商人に糶與す是より前官鹽を商人に糶する毎斗十錢なりしか是に至り免琦第五更に百錢を加へ一百十錢とし

亭戸初て起る

て之を出たせり非常の激增と云へし劉晏の鹽鐵使となるに及ひ唐の鹽法大に備はれり凡そ産鹽の地には第五琦の遺利に因りて監官を置き專ら監督の責に任せしめ亭戸の鹽は之を監院に積ます監官其製造の多寡を計り亭戸各自製造する所を以て商人と直接に交易するを許されたり故に官吏自ら多く置かす而して鹽利の人反つて舊に倍す又江嶺等の州郡産鹽の地を去る遠きものは常平鹽倉を設け鹽商至らす民間鹽乏しけれは則市價より價を減して之を出たし輕重の法に依りて陰に厚利を收め而して人其の貴きを知らす又巡院十三を要衝の地に設置し常に地方を巡察して盜販私賣の姦猾を禁捕せしめたり姦盜之か爲めに屛息し絶へて私盜の弊なかりし此時鹽價猶一百一十錢を準となしたりしか德宗の代

劉晏の法

陳少遊奏して江淮の鹽價は一斗に二百錢を增して三百十錢と爲し其の後更に三百七十錢となし商人の鹽を民間に賣るに及ひ或は時に六百錢の上に出てたるとあり然り而して官の收得は劉晏の半に過くる能はさるなり初め劉晏の鹽法を立つるや商人に絹を納れて鹽價に代ふるを許し以て兵士の春服に備へしか其後更に漆器綾綺を以て官鹽を糴するを許し用ゆへかさる物と雖とも亦鹽と交易し其價を倍稱して政府を誣罔し以て自己の囊を豐かにせり又時を以て珍玩奇巧を買ふて進獻し以て恩澤を求む之を羨餘と云ふ順宗の時に至り弊害更に甚しかりしか李巽か鹽鐵使と爲るに及ひ大に從來の弊を矯正し物に虛價なく天下の糴鹽錢六百六十五萬緡初歲の利劉晏の季年の如し季年には劉晏の時に三倍せり

鹽制の張施

後又た弊害生し私鹽律を嚴にし宣宗の時其嚴益々甚しく售額少なくして私鹽者多ければ縣令職を免し刺吏俸を罰し觀察判官又各科料に處せらる鹽地の傍に壕籬を遶らし其壞を盜み其雛を盜む者は皆死刑に處し多少に拘はらす私販者弓矢を持する者は亦皆死刑に處せり其後貪吏益奸をなし私販愈甚しく藩鎭此弊に乘し唐遂に亡ふるに至る五代の際に至り復た漢の榷法に倣ひ其苛酷更に甚しきものあり而して官賣にあつては細民の斗升の鹽を得んと欲するものは皆官府に就きて買ふ能はさるか故に課利反て通商より虧くるものあり是を以て後唐の時俵散法を立て人戶の貧富に從ふて之を散配し租稅の納期に至り共に其代價を納めしむ普は則ち貧富を五等に分ち鹽を散配する一貫より二百に至る散配に

鹽罪の刑酷を極む

俵散法始まる

剩餘あれは則ち商人に糶與して便を逐ふて興販するを許す此法に依るときは毎歳一定の收入額を減するなし後漢後周又皆之を襲用せり然れとも此法や政府の利にして人民の便にあらす何となれは人民は自家の要用費の鹽も定額夾けは之を買はさるを得さるを以て其害たる榷法の比にあらさるなり宋の太祖に至り前代の法を折衷して以て禁榷の政を行へり商旅通行の地は唐制により通商法を用ひ商旅通せさる地は漢制に依りて官賣法を行ひ限るに地分を以てし鹽商は官費の地に入ることを得す境上標識を立て以て候望に便し而して尤も私販の禁を重くせり

池鹽耕種法

池鹽法は從來自然の結成に任せ毫も人力を用ゐさりしか唐の中世耕種を立つる者あり此より始めて稍人力を加ふるこ

とゝなれり其法池畔の地を疏して畦壟と爲し池水を決して其間に注く大抵耕種の如し南風一夜起れは水忽ち凝結して皚々雪の如し南風起らされは則ち水結はすして鹽成らす夫れ海鹽井鹽は全く人に資し池鹽は全く天に資す此れ顆鹽(池鹽)の制多き所以なり宗制戸民を以て畦吏と爲し一切の賦役を免れ廩食を給す製造に一定の時期あり毎歳三月に始り八月に終る我國の三八法と符を同ふす當時南方の鹽は全く海にあり北方の鹽は全く池にあり然り而して南方の鹽は管吏其人を得れは則ち其害少なし惟池鹽は西夏契丹の鹽ありて常に侵入し味美にして價賤し故に邊民密に之を輸入し刑すと雖とも禁する能はす故に宋朝常に關防を嚴にし兵を以て之を巡邏せしむ太宗の時屢兵を用ひ沿邊饋餉足らす始めて

虛估加搉法

虛估加搉法を立て商人を勸誘し芻粟を塞下に入中し交引(テガタ)を誘願して池に至り鹽を受けしむ其芻粟は必す時價よりも値を增す故に虛估と云ふ交引を給するや又虛估に加ふるに五分乃至一割を以てす故に加搉と云ふなり仁宗に至り一切官賣を廢して通商となす是より商賈流行し鹽價又賤しく人民甚た之を便とせり然れとも稅課の官に入るもの頗る減耗せりと云ふ其後弊生して又官賣に復せしか幾もなく弊又た生す是に於て范祥の議を採り官賣場を罷め舊と禁榷せる地は一切通商し鹽の蜀に入るもの亦恣にして問はす沿邊軍の入中芻粟を罷め唯た實錢を入れしめ鹽を以て之を償ひ錢を入るゝ洲軍の遠近を視て其虛估を優にす之に依り邊郡虛估の弊悉く絶へ猾商僥倖の道殆んと絶つ唐に劉晏あり宋に范祥あり共に一代經濟の宗道なり范祥卒し未た幾ならす禁榷通商交へ行ふの法を立つ然れとも歲入の減するに至り遂に抑配法(後唐の俵散法)なる者を行ふに至る

井鹽

井鹽は通して通商を行ひ大を監と爲し小を井となす監は則ち官之を掌り井は則ち土民自ら製し每歲數の如く課を納れ旁境に往き販賣するを許す南渡の後趙開始めて鹽法を變し合同場を置き引稅錢を收む大抵茶法に類し嚴密之に過たり井戶は額の如く鹽を煮て土產稅を入れ商人の至るを待つ商人は其引錢及ひ提勘錢なるものを輸し井戶に就きて鹽を取る百斤を一引と爲し之に十斤を加添して其引錢を取らす商人を優待する所以なり

鹵鹽

鹵鹽は數利の最も微なる者なり五代以來禁榷の例に依らす

稅を官に納めて貿易し官其算を收む宋も亦之に仍れり後周の時掌て之を禁榷せしか世宗の時遂に之を廢せり神宗の時又禁榷を行へり然るに稅錢を除かす盖し誤りて鹽稅を以て經常の賦と認めて其源鹽より出たるを知らさるなり是に於て鹽價暴貴し生黎塗炭の苦に陷れり

海鹽

鹽利は海鹽より大なるは莫し其制亭戶鹽丁あり課額を定め鹽を煑て官に輸す或は軍士を役し課を定めて煑る者あり發賣の地官賣を行ふこと多きに居る通商地分官賣の十の四三に過きす然れとも變革一ならす其利害略ほ池鹽に於けるものに同し蔡京の徽宗に相たるや商人をして錢を京師に納れ引を請ふて鹽を亭場に取る引の期限に長短あり遠近を以て差となす之れを引鹽法と云ふ其の法刻剝鹽利通して四千万

引法各種

緡に至る王黼事を用ゆるに至り更に刻剝を極め交引屢改まり新引を改むる毎に舊引を有するものは必す錢を添貼して之を納れ新引と對帶して然後出賣を許す新引を對帶し及貼納せされは前引を用ゆるを得す故に官一引の鹽を以て二引有餘の殘を收む而して貼納の期限大抵三月乃至六月甚しきは一月或は半月に至るものあり其刻も亦極れりと云ふへし其後呂頤之を罷め舊引を有するものは唯貼納錢を輸せは新引と對帶するに及はさらしめたりしか其後又分數法なるものを立つ其法引の新舊に從ひ分數を以て鹽を受く建炎引は十分の四紹興前引は十分の二復引十分の四共に合せて僅かに一引に値するのみ價貴きか故に民官鹽を食せす民官鹽を食せされは商人引を買ふもの少なし然るときは引錢の入其

分數法

額に及はす亭戸の本錢從ひて出つる所なければ亭戸本錢に

鍋戸法起る

依りて衣食するもの逃亡す是に於て鍋戸なるもの起る鍋戸とは鹽戸の本錢なきものゝ名なり亭戸の製するもの之を正鹽と云ひ鍋戸の製するもの之を浮鹽と云ふ之を官倉に積み商人先つ引殘を納め倉に就きて之を取る浮鹽は官收買せす商人自ら鍋戸に就きて之を買ひ而して官其稅を收め引を與へて販賣せしむ而して浮鹽は其定まれる課額なきか故に自ら私販を爲し易く其極遂に正鹽の利を奪ふて私販州橫に郡

金國の鹽政

行するに至る

南宋の時長江以北既に金に入り宋の有にあらす金の世宗七鹽司を置き以て鹽商を通す其法畧ほ榮京の法の如し其總收入額六百二十萬六千餘貫文に至れり抑世宗は北方の小堯舜と稱せられたる程の明主にして宋と和を結ひ三十年間國內事無く人給し家足り鹽利亦大に整頓せしも章宗に至り奢侈驕泰國用足らす爲めに大に鹽制を敗壞し遂に以て亡金の一素を爲すに至れり

酒政

禁莽主意の異

酒の禁あるや久矣夏殷周皆禁酒條例あり以て人民の酒を飲むを節す然れとも其意皆道德を保ちて縱逸破產の患を防きしに過きさりしか秦漢以後は則ち然らす道德の點よりも寧ろ米穀の消糜を制し糧食の欠乏を濟はんとするにあり漢の武帝桑弘羊を用ゐ始めて榷酤法を立て利を酒に取る民間の粟麥歲々酒の爲めに耗するもの十に二三昭帝の六年賢士會

王莽の酒政

院の議に從ひ之を廢したり王莽の時五均六斡の法あり山澤

唐の酒政

鹽鐵の類悉く官に管し吏を置き賣買を掌らしめしか酒も亦六幹の一にして官自ら之を釀造賣買す凡一罏酒を造る一歲五十釀を準とす一釀に粗米二石麴一石を用ゐ成酒六石六斗を得五十釀は則ち三百三十石なり是を一罏一歲の釀額とす月の朔日を以て米麴の價を幷せ計り之を三分し其一分を以て成酒一斛の價と爲し米麴の本價を除きて其利を十分し其七分を以て政府の收入とし三分を酒罏吏員の俸給に充て其糟粕灰炭は以て工器薪蒸の費に供す郡毎に監吏數人を置き皆富商を採用す監吏傳に乘り利を求め天下に交錯す因て酒罏の吏員と姦を通し多く空簿を張り府藏實ならす百姓愈病めり南北朝の時陳も亦酒防を置くの迹あるも今考ふへからす唐の蕭代以降酒を榷し坊を開きて官自ら之を賣り以て軍

後唐麴脚錢

費を助く其民間坊場官酒を請賣する者は請賣の價を收むるの外別に營業稅として酒一斗毎に五十錢を徵し後增して百五拾錢と爲せり太和八年の統計に依れは其年酒利貧人の逋酤を除き百五十六萬餘緡なりと云ふ梁氏も亦唐制に因り酒坊を置きしを後唐以後麴脚錢なるものあり其法官自ら酒を作りて之を賣らす百性の自家の飲料を醞釀するに一任し其酒を作ると作らさるとを及ひ釀造の多寡を問はす凡そ田ある者より一畝に付き春秋二季を以て麴脚錢五文を徵して以て酒稅に充つ若し酒造を營業賣買する者は麴脚錢の外別に酒稅を徵す晉氏より以後官吏に都務と稱する官を置き以て酒麴を沽る麴脚錢を徵する故の如し亦未た民間の釀賣を禁せさりしか時移り事變し麴脚錢の額遂に定制と爲り而して民

私醸者皆棄市に處す

間は則ち私酤を禁ず是れ一酒に即きて二税を收むるなり是の時に方り酒禁甚だ峻なり後漢の如き私麴を犯すものは多寡を問はず並に棄市に處すと甚だしと云ふへし宋の太祖此に見るあり始めて其禁を輕くし私麴を犯す者十五斤私酒を犯す者五斗に至りて始めて棄市に處す後其典を緩にし尋て更に又其度を寛にし城郭は私麴五十斤に減し鄉閭は私麴一百斤以上私酒二石以上に及ひ乃死に處す法益々輕くして犯す者益鮮なし眞宗仁宗の際戸口寝く蕃く坊場月に益を酒利歳に增し殆んと唐代に十倍す此法に取るへきものは募釀なるものの是なり官將に賣官を廢せんとすれは豫め村民に布告し資力能く官の定めたる課稅を辨するに足るものは何人にても募に應し出願することを得へし而して官其資産を撿視し

宋の樸買法

吏及ひ豪富共に之を保證し歳課若し登せされは保證人をして代償せしむ出願して許可を得たるものと雖とも別に其課數を增し醞酤を請ふものあれは許可の効を失ふ或は歳課を欠くてと數次に及ひ償ふ能はされは則ち直に其坊場を停閉せしむ是故に十分の利益を認むる者にあらされは募に應せす募に應するものは皆資産を有する富戸たるを以て敗闕の憂極て少なし是れ其の久ふして弊なき所以なり之を宋の撲買法と謂ふ其稅法に近を以て或は之を稅法と謂ふ然れとも課を定め稅を徵し營業の自由を許さゝれは則尙権法中の一法のみ樸買法は重に鄉村の地に行ひ諸州城郭繁華の地は皆務を置き酒を釀し以て官賣を行へり酒を権するの餘醋を権するに至る蓋既に酒を権すれは麴を権せさる能はす既に麴

を権すれは勢必醋権を興すに至らさる能はす然れとも徽欽以前朝延紀綱紊れす酒醋の二権ともに大害なかりしか如し而して廣南福建の地は全く税法を行へり蓋二路の地は瘴郷炎里疾癘乘し易し酒に非されは以嵐霧を禦く可らす而して民貪しく俗獷く其勢之をして必す官に沽はしむる能はされはなり高宗の時張俊趙開を用ひて四川の財賦を總領せしむ官賣撲賣の二法を罷め舊場に即きて務を置き吏を設けて之を主とらしめ民に米を以て務に赴き糟を分ちて醞賣するを聽し官入る所の米を計りて其課を取る毎斛錢三千別に頭子錢二十二を收む之を隔槽法と謂ふ撲賣法と相距る甚遠からす只撲賣法に在りては課を定め稅を取り隔槽法に在りては米を計り稅を取る是れ異なる處なり之を行ふ已に久しく醞賣虧欠すれは則米を入るゝの家に責め月額を認定して復た其の米を發せす而して唯其の錢を取る猶彼の撲賣法の歲課あるか如し是に於て民始めて病めり趙開の酒法を變するや郊村の地猶撲賣法を行ふものあり隔槽法既に弊へ而して撲賣法も亦た大に弊へたるものゝ如し初め兩浙坊場一千三百三十四歲に稅利八十四萬緡を收む其れ祖宗の舊額たり是に至り江浙荆湖四路の撲賣稅利を合せて僅に百二十萬緡のみ是れ課額登せす坊場敗闕する者多きに由るや明けし其茲に至る所以は蓋し課額と賣酒稅とに因る課額定まりあれは其納稅は售利の多寡に準する能はす賣酒稅重けれは買ふもの少し買もの少ふして課額稅減せす勢坊場の敗闕に至らさるを得されはなり彼の酒稅の如き當初毎升一文を添ふるに過

隔槽法

坊場敗闕の二因

きす後稅を增すと九次遂に每升百三十文を添へしむるに至る其季世に及ひてや酒政益紊亂其敗闕停閉する者と雖とも課尙自若として蠲かす官吏督促惡鬼の如し鄕人沈湎の失なく而して閭戶督輸の責を受け催を承けて乾沒し門を閉ちて逃避し子孫息せす愁苦止ます而して酒價日に添ひ月に增し至貧の家萬錢を損てされは則一吉凶の禮を擧くる能はさりしと云ふ

茶政

唐の陸羽茶を嗜み茶經三篇を著はし茶原茶法茶具を言ふと尤も備はる民間之より漸く茶を飮むとを知れり茶を嗜の風は德宗時代に始まりしなる可し而して茶を稅するとも亦た貞元中張滂の議を用ひ水旱に依り免除したる田祖に代ふる目的を以て三等の時價を定め時價の十分の一を徵收して茶稅と爲すより始まりしか一歲の稅金猶四十萬貫に過きす文宗の時宰相王涯遂に始めて茶を榷せり民間に茶を栽へ又は茶を製するを禁し民有の茶樹は悉く之を官場に移し官に於て焙製し商人に糶與して貿遷せしむると總て鹽法と同し宋に及ひ茶製愈盛なり茶に二種あり一を片茶と云ひ一を散茶と云ふ片茶は青莖を蒸して之を軟かにし竹にて編みたる模格に串ぬき捲縮せしめて焙室中に置くものなり散茶は捲莖粗大にして品格遜かに片茶に及はす太祖の制官自場を置き茶を栽ふ之を山場と謂ふ山場に隷するもの之を園戶と謂ふ場官每年製造の額を定め園戶に課して茶を作らしむ而して其租を受け餘は則ち悉く官之を買ふ其官に售る者先つ錢を

官始めて茶を榷す

園戶出つ

受けて而して後茶を入るゝを本錢と謂ふ民間の茶園山場の外に在る者は茶を以て租稅に代納す之を折稅と謂ふ茶を鬻くに要會の地を擇みて榷貨務と稱する官を置き悉く天下の帛を籠して之を積み商賈の貿易を欲するものは錢若くは金帛を京師の榷貨務に入れ茶を得んと欲する地を指定し交換手形を受けて指定せる地の榷貨務に至り茶を請ふ之を交引と云ふ之を收むるに輕價を以てし之を出すに重估を以てす縣官利甚だ博し而して商賈西北に轉致し以て境外に貿易す楊台恭之を駁して曰く商人は多品の茶を參賣するに非らされは利少きものとす諸州風土各宜しき所あり率ね一種の茶を產するに過きす榷貨務を置くときは諸州の茶皆な此に積むか故に商人は隔絕せる山場を轉買するの不便を免かるゝ利益あり且山場に於て茶を賣るときは林價を減せさる可らす茶價を減して歲入を虧損するは見易きの理なり榷貨務を罷め山場に就きて茶を買はしむるは行ふへからすと太宗其利害を究めんと欲し陳恕をして式台茶と商榷せしめ又た茶商を召し便否の在る所を問ふ皆曰く茶價を減するときは山場に就て便なりとす然らされは卽ち舊に仍るを望むと出納有司頻りに歲計の損失を唱へ皆台茶の說に同意せるを以て遂に亦榷貨務を復す是より先き雍熙兵を罷むるの後邊儲緩にして物價減し公私共に利なし眞宗の景德中林特李傅等に

命し茶商を召して利害を諮問し舊制を斟酌して別に新法を立て芻粟を入中するの外益すに東南の緡錢香藥象齒を以てせり之を三說と云ふ入中するもの又盡く行商に非らず多くは沿邊の土人にして既に茶利の厚薄を知らず且つ錢を得るに急なるより交引を得れは則茶商に轉賣す當時京師の坐賈交引舖と號する者あり土人の無智なるに乘し茶引を買ひ占め收蓄貿易して以て利を射る後茶引濫出商賈徒しく券を擁して倒産するもの多し仁宗の初李諮策を立て法を改め初て

貼射法

貼射法を立てたり其法山場の茶の賣買の本息を以て其數を並せ計り官給の本錢を罷め商人をして園戶と自ら相交易せしめ一切定めて中估を爲し而して官其息を收む例へは舒州羅原場の茶の如き一斤售錢五十有六園戶其本錢二十有五を官より領し而て盡く其茶を納れ官自之を賣る是れ宋初以來の法なりとす今官復た本錢を給せす只商人をして息錢三十有一を官に輸さしめ而て園戶は二十五錢を商人より得て茶を賣るなり官は商人の指す所に隨ひて茶引を賣與し商人は茶引を得て驗となし園戶に就きて額面の茶を取る故に之れを貼財と謂ふ其後李諮此見錢法なるものを立つ其法凡て實錢を以て入中及邊糴をなすにあり爾後或は見錢或は三說法交々變更あり其後遂に見錢法を罷めて三說法を復し茶鹽香藥緡錢の四物皆入中の芻粟と交換するを聽せり是に於て四說の名あり其後引の價低く又見錢法を用ひ後又通商法の議あり曰く官の本錢を給するを罷め園戶に商人と自由に貿易するを許し而して官其の租錢を收め商賈の茶を販く者は所

見錢法

在州縣其の商稅を收め之を榷貨務に歸し以て邊糴の費に充てんと群論沸騰互に反駁あり議遂に行なはれず是に於て仁宗慨然として衆論を排ひ一切禁を弛へ榷貨務歲課の半額を以て均しく茶戶に賦し縣官に輸納せしめ之を租錢と謂ふ從前の本錢と悉く儲て以て邊糴の用に充て商人の茶を販く者は所在に於て征算を收むる之を稅錢と謂ふ卽嘉祐の通商法是なり此より茶肆然として天下を橫行せり唯建州の臘茶禁すること舊の如し當時回彊西藏牧畜を以て俗と爲す其馬碩大肥腯支那馬に愈れり蠻民往々馬を以て茶に易ふ蜀民此を以て鉅富を擁する者あり徽宗に至りて又禁榷法を復す其の法茶を產する州縣に卽き官自場を置き園戶皆名數を籍して時を以て官に賣る茶を買ふ本錢三百萬緡を以て率とし諸路に分給す從前茶を以て稅に折一する者總て舊制の如し其茶を賣るに長引短引あり短引は山場ある地の民茶を商はんと欲すれは則場吏其息を收め數斤を量限して給するに短引を以てし旁近の郡縣に於て便に隨ひ興販するを許し別に商稅を收めす但短引は一路に止まり他路に往くとを得す蓋し之を小商に用ふる所以なり長引は則ち他路に往くとを得へし商人榷貨務に於て金銀繒錢を入納し或は糧草を邊郡に入中すれは卽本務給するに交鈔を以てし便に隨ひ茶を山場に取らしむ場吏既に茶を與へ其指す所の地に從ひ路に上る時長引を給し指す所の地に至り州郡の吏引を驗し商稅を收む蓋し之を大商に用ふる所以なり長短引共に一年を限と爲す後又之を更革し官場を罷め商稅をして京師及ひ所在の州縣に

嘉祐の通商法

蠻民馬を以て茶と交易す

短引長引の用

即き長短引を受けて自茶を園戸に買はしむ又茶を盛る籠篰は官自ら之を制し以て茶商に賣るに至る而して規避の禁を重くし科條に觸るゝ者坐するに徒罪を以てす更に五條の法を定め園戸私賣及ひ賣る所引數を踰ゆて保内告けされは罪煮鹽亭戸法の如し短引の商人若し本路外に出て販賣すれは二千里の流刑に處し告くる者には錢百萬を賞す高宗の始めく禁榷を罷め漕司をして馬を買しめん或は未た然する能はさるも亦當に痛く歳額を減じて以て園戸を蘇し其價を輕くして以て行商を惠むへし此の如き時は則ち私販衰へて盗賊息まんと朝廷之れを然ゆとし趙開を擢てゝ川陝の茶馬を主管せしむ趙開乃ち大に茶法を更め禁榷の法を罷めて蔡京か

都茶務の法に倣ひ茶印を印給し商人をして園戸に即き茶を市はしめ合場を置きて以て其出入を議察し私商の禁を重くし茶市を立てゝ以て交易を通す茶市を立るの一事は茶馬の交易に便利を與たるや知るへき也其後茶事官頻りに引錢を増し一年の收入三百萬緡に及へり故に茶馬司の富天下に甲たり軍國の費用多く辨を此に取れり此時産茶二千一百二萬斤引錢二百廿五萬三千餘緡一部軍費に充て其餘を以て馬を買ふ毎歳一萬二千九百九十四匹然れ共其民間の馬のみ境外蠻民との茶馬交易は年を逐ひて衰へり熙寧間の茶馬交易を立つるの初一駄の茶を以て一上駟に易へ毎年二萬匹を買ひしか高宗の末年には買ふ所の馬三千匹に過きす而して茶は則ち二萬駄を用ひ其價已に十倍す又足らすして銀絹紬及ひ

交鈔を以て之に付益せり蓋蠻地舊と茶を産せす又蠻民の飲料は總て宋人の輸出に係りしか其後雅州境外の蠻民亦山に卽き茶を種ふる者あり是に由りて蜀茶の輸出漸く減す是れ價格の低廉せし原因也是より先き蠻民との交易皆粗茶を以てせしか是に至り蠻民の賤む處と爲るを以て孝宗の乾道以後始めて細茶を以て之に與ふ之を久くして蠻民益々蒸焙の法に熟し殆んと蜀茶の精細なる者と匹敵する茶を制出するに至り復蜀茶を貴はす宋人か夷人不可一日無茶てふ考を以て軍馬購求の唯一の資本と賴みし茶も今は蠻民に對し全く價直を失ひ是より後蠻民銀絹に非されは良馬を與へす而して四尺四寸の駑馬其價率ね十駄の茶を用ひたり

宋王安石の新法

宋の王安石慨然として矯世變俗の志あり而して畢世の大略は理財の一事なりとす神宗剛健の資を挾み有爲の志を懷き力を西北に展へ夷狄を卻けて土宇を拓かんと欲するに及ひ安石財利の言方に神宗の意に投するあり擢てられて宰輔の任に登り制置三司條例司を創置して邦計を經畫し舊法を變して以て天下の利を通するを議す是に於て農田水利青苗保甲免役市易保馬方田の諸法相繼きて並ひ興れり青苗とは稻麥青苗の時に當りて貨幣を農夫に貸付し利息二分と共に收獲の時に至りて收むるなり免役とは一切の力役を免して丁夫より錢を徵し其收入を以て人を雇ひ役に充つるなり市易とは京師及ひ都會の地に交易の官を置き官錢を出して商業を營み以て利を得んとするなり農田水利とは灌漑耕作の方

法を人民に說諭し又は溝渠を開き荒蕪を墾きて農業を奬勵するなり保甲とは十家を保とし五保を大保となし十大保を都保となし衆の服する所のもの二人を以て都保正副となし凡べて保丁には自ら弓箭を置き武藝を習はするものなり保馬とは五路の義保馬を養はんと願ふ者には官より馬蓄しくは其價を給し歲毎に其肥瘠を閱し死病するものあれば補償せしむるなり此保甲保馬は卽ち三代農兵の制を變通したるものなり要するに皆政府を以て農商の業を干涉し其利を以て國庫を富まさんと欲し人民の組合を立て兵を習はし以て兵力を強くせんと欲するに過きず之を王安石の新法と謂ふ

新法（青苗法）

青苗法は王安石に始まると雖とも其の由りて來る所を尋ぬれは遠く成周の古に起るものゝ如し蓋し周の地官に旅師の職あり春散秋斂の法を以て農夫の缺乏を救ふ其法後世變して常平法と爲り貴糴賤糶の法を以て穀價の騰貴を防ぐ王安石に至り常平法又變じて青苗法と爲れり去れは青苗法は周の旅師法と同し然らは則ち其由て來る所舊しと謂ふも王安石自ら青苗法を以て周禮泉府の遺法を爲す然れ共泉府と青苗法と性質の點に於て自ら異なる所あるを知らさるへからす泉府は商人を主とし青苗は農夫を主とす（上章參照）農夫を主とする者は農夫の不足を補ふに過きさるなり泉府は則ち質劑の權に賴り開闔の柄を操り萬物を制御し市場を整理し産業の發達商機の活動之を蕩し之を摩して止息せさらしむ青苗法豈に之れあらんや（上古紀泉府の部に詳なり）青苗は

寧ろ周旋師法に幾しと云ふへし初め條例司の法を立つるや民の債を償ふに方り穀を以て之を還さしめ錢を以て償ふを許すと雖とも民の便に從ふのみ而して其施行の實際に至り立法の意を失し唯錢を徵して穀を受けず蓋し穀を償ふは民の便にして官の利にあらず錢を徵するは官の利にして民の便にあらず社會の經濟之か爲めに變動せり此れ青苗の民害を爲す所以の一なり然れ共錢を貸して錢を徵する民未た病まさるなり利息に定率あり之を散する多からされは之を利する贏ならず故に諸道提擧司多く散するを以て功と爲し開闔の道を立てず輕重の權を通せず數千萬緡の錢を放ちて俄然民間に散ず迂濶と謂はさるへけんや社會の經濟之か爲めに大に亂れたり此れ青苗の民害を爲す所以の二なり然れと

青苗法の四害

も錢を借る者をして其情願に出てしめは民猶未た深く病まさるなり提擧司既に競ひて貸散の多きを貪り而して富者は借るを願はす借る者は貧戸小民のみ是に於て戸等分配の令始めて出てたり第一等は十五貫文第二等は十貫文第三等は五貫文第四等は一貫五百文第五等は一貫文是れ民に強いて錢を借らしむるなり春債未た了せす秋債復た至る流亡せさらんと欲するも得へからさるなり此れ青苗の民害を爲す所以の三なり然れとも逋負の責をして負債者一人に止まらしめは其事猶說くへきなり債民の辨償する能はすして官課を虧欠するを恐れ貧富をして相兼ねしめ十人を一保と爲し富者を以て之か保首と爲し保内償ふ能はさる者あれは共に之を辨納せしめたり之を保甲と謂ふ故に一人逋逃して十家産

官民に錢を強貸す

を破る青苗の害是に至りて極まれり此れ青苗の民害を爲す所以の四なり古人曰く立法易行法難しと宜なる哉言や

役法の弊

新法二　免役法

青苗法に繼きて民力を割剝するの激烈なるものは免役法なりとす蓋し力役の征は黄帝より起り以て今に至る民の力を用ひて以て貢賦を轉輸し以て寇賊を追捕し以て城郭途巷溝渠橋梁を治め官一毫の費なくして庶功以て修する此れ亦一種の租稅なり三代の際井田の法を行ふて以て民の産を制し里黨の制を立て以て民の徙寡を登ず故に丁強脱漏の患なく力役偏重の弊なし秦漢以後里黨の制戸籍の法蕩滅するに及ひ課役脱漏偏重の害生ず前世は且論せず試みに宋朝に就き之を言はんに百種の事役皆農夫より出つ衙前は以て官物を轉輸し里正戸長鄉書は以て租稅を課督し耆長弓手壯丁は以て盜賊を追捕し承符人力手力散從は以て驅使に供す民戸を分ち定めて九等と爲し上四等を以て輕重を量りて役に從ひ下五等は之を免す此れ宋の役法なり之を差役法と謂ふ夫れ民戸の資産に隨ひ等第を立てゝ以て之を役し富者は重役に服し貧者は輕役に服する時は偏重の弊なきもの、如し然れ共猶均しからさる法あり例へは甲縣戸少なくして役蕃く乙縣戸多くして役簡なりとせんに乙縣の民は輪番に役に從ふの餘裕あるも甲縣の民は一目に休息の時なかる可し且つ其等級は縣毎に之を定めたるものなるか故に甲縣の一等戸と乙縣の一等戸とは其資産の大小同しからす故に天下を通較するときは甚しき輕重の害あり加之服する所は官の正事

免役法の説明

なり工事損するあれは民其責に任す運する所は官の財物なり財物損するあれは民其償に任す是其害たる更に益甚し是に於て王安石の免役法興る其法錢を民に取り其錢を用ひて人を雇て役に充て而て悉く里正以下の諸役を免す故に之を免役法と云ふ三代以來官府の事役皆農夫を驅使し商賈及士大夫には役を課せさりしか是に至り一切役錢を出さしむ其郷村の民より取る者は免役錢と名く嘗て役あり今之を免るゝを以てなり坊郭の商賈及ひ品官の家より取る者は助役錢と名く舊と役なく今錢を出して舊費を助くるを以てなり錢を取るや其産業を計り貧富高下に隨ひ等級を定立し等高き者は多く錢を出し等低き者は少なく錢を出す其の人を雇ふや弓手は武藝を試み典吏は書計を試み役の輕重に隨て制祿高下す役錢定まれる額なし先つ州縣應に用ゆへき雇値の多少を計りて戸等に隨て賦課の用を足して已む而して坊場酒稅の入盡く役錢に歸し以て雇値を助く皆良法なり是に於て從前の役丁皆散して田野に歸し農事妨けす破産偏重の患なし而して役に服する者事の繁簡に隨ひ皆衣食の資を得之を差役の當時に比すれは其民に便なる如何んそや又民をして專ら錢を出たさしむれは則ち穀價之か爲に下落して百姓を害するを慮り粟麥を以て折納するを許し又凶年饑歲民錢を出す能はす庶功廢するあるを慮り役錢の外別に二分を增取し以て水旱の補欠に備ふ之を免役寬剩錢と謂ふ其法たる精且つ密なりと云ふ可し然れ共安石の新法大槩理財を主とす故に內にして條例司外にして平常使用ふる所は皆苛刻の小

人免役の良法と雖とも亦た聚斂の意を以て之を行ふを免れず楊綰か所謂多歛超等の事曹布の條駁ありと雖とも徒らに姦言を文りて事實を掩ふに過ぎざるなり且つ免役法により て百姓の重困せしは經濟の變動なりとす條例の文面に於ては見錢斛斗皆人民の便に從ひ輸納するを許すと雖とも施行の際有司唯見錢を徵して斛斗を受けす猶ほ青苗法弊の如し此れ反對か民の無き所を責むてふ攻撃する所以なり抑免役助役の錢輸する所幾何もなし未た經濟を變亂するに足らすと雖も此時に當り青苗市易の類紛々として起り社會を擾亂する者一にして足らす故に免役の良法も亦助て之か勢を長し遂に攻撃の集點を爲れり王安石役錢徵收の法大低田畝若くは租稅の數に依りて五等の戸を立て等に隨ひ錢を納めしめ三年毎に其の貧富を稽へて戸等を陞降せしか呂惠卿か安石に代りて相と爲るに及ひ手實法を行ふ其法官爲に物價を定め民をして各田畝屋宅資貨蓄産を以て價に隨ひ自ら占せしめ用器食粟に非すして隱落する者は告發を許し其の三分の一を以て賞に充つ是に於て民家尺椽寸土檢括して遺すなく雞豚に至るまて亦徧く之を簿錄し民間駭然生を聊せす明年安石再ひ相と爲るに及ひ此法則廢せらる抑も免役法の弊害は過歛にあり其立法の初雇値を用て額と爲さす課數を以て戸等に均賦せしにより百司以て過度の聚歛を縱にするを得免役の歲收金銀錢斛を合せて一千零四十一萬四千五百五十三貫石匹兩而して支出する所は則ち六百四十八萬七千六百八十八貫石匹兩に過きす其の三百九十余萬貫石匹兩は全

く過斂に屬するのみならず六百四十八萬七千六百八十八貫石匹兩も亦雇値の實支にあらず官府の需用更胥の廩給皆此に出つ六百四十八萬七千六百八十八貫石匹兩は此數を合算したるものなれは雇値の實支は四五百萬貫石匹兩内外に過きさる可し其後收斂益甚しく歲收の數緡錢一千八百七十二萬九千三百貫穀帛九十七萬六千六百五十七石匹通計一千九百七十萬零五千九百五十七貫石匹兩雇役多きを加へす而して歲入前に比し倍增す寬剩錢の如きは乃ち積みて三千餘萬貫に至れり百姓何を以て困弊せさらん

新法三　農田水利法

戰國の際儒者農本商末の論を唱へ漢の高祖其說を採用して政治に實行してより農本商末は遂に儒學政治の原則と爲れり宋を以て尤も至れりとす蓋し五代離亂の時世主尙ふ所は兵を用ひ强を爭ふのみ其間後唐の明宗後周の世宗の如き民を愛し農を重んするに志ありと雖とも亦未た暇あらす是を以て人民流離し田畝荒廢する者半に居れり宗の太祖天下を平定するに及ひ悉く五季の苛政を除き民租を撿定し田稅を輕減し民の租調を受くる分毫合勺銖釐絲忽を稱するとを得す錢は必す文を成し絹帛は必す尺を成し粟は必す升を成し絲綿は必す兩を成し薪蒭は必す束を成し金銀は必す錢を成し然して後之を徵す太宗之に繼き州縣の羨餘嚴に止絕を加へ游民を召來して廢田曠土を耕種せしめ太祖未た除かさりし五季の橫斂皆之を剗革せり課藝の制は太祖始めて之を立つ民に課し樹を種へしむるの制にして每縣民籍を定めて五

安石の農田法

等と爲し第一等は雜樹百株を種へ第二等以下二十株を遞減し第五等の戸は則ち二十株を種ゆ雜樹の中桑棗之に半す春秋二季縣の令佐鄉村を巡視し制の如くならさる者を視て之を責罰す諸州風土廣狹課藝すへからさる者は必すしも課を責めす此法立つと雖とも往々制の如くなる能はす太宗の時桑棗を伐りて薪となすを禁し仁宗の時又法を立て民に勸めて桑を栽へしむ令に從はさるものあれは則ち成周屋粟里布の法に倣ひて之を罰す屋粟里布とは農夫田あり耕さす廛あり桑廡を栽へさるものは常稅より倍蓰の稅を徵して之を懲罰するなり神宗の農田法を立つるや又民に勸めて桑を栽へしめたり然れとも株數を定めす懲罰を設けす桑柘を增栽する者は其賦を增さす然れとも官吏奉行の際地質の適否を問はす民に强ひて課藝せしむるを免れす亦太祖仁宗の法と異なるなきのみ陳靖の請ふて自ら勸農使となるや首として民に墾田を勸めしむるの條約を立て曰く逃民業に復し及ひ浮客佃を請ふものは農官に委して勘驗せしめ以て田土を給授し其糧種耕手に乏しき者は司農をして官錢を以て給借せしめ其田肥瘠を驗して三品と爲し上田は人々に百畝を授け中田は百三十畝下田は二百畝五年の後方に十二の租を收め其室廬蔬韮及ひ桑棗榆柳種藝の地は毎戸十丁に及ふ者は百五十畝を給し七丁に及ふ者は百畝五丁は七十畝三丁は五十畝二丁は三十畝桑地の租五年の後に至りて方に始て之を徵し餘地は悉く其租を蠲く規畫既に定り近甸の寬鄉に於て法を設けて游民を招携し曠土を開墾せしめしか官錢を費すと多

く財務官異議を唱へしかは未た幾何ならす其事遂に寢みたり是を以て眞宗の時州縣官を以て勸農使副使に兼任し農民を勸恤し時を以て耕墾せしめ逃散を招集し陌稅を捻括し凡そ農田の事悉く之を領せしめたり然れとも縣令春秋二季を以て郊村を巡回するに方り官吏は迎送に疲れ徒肴は驅使に勞れ民を擾す少からす夫斯の如んは百制千法又何の補ふ所かあらん宋人をして誠に敦本の意あらしめは則ち商を通し工を惠み事を簡にして徭を省くの愈れるに如かさるなり水利の說は三代之なし蓋し井田の行はるゝ方井の地廣さ四尺之を溝と謂ふ十里の成廣さ八尺之を洫と謂ふ百里の內廣さ二尋之を澮と謂ふ夫れ四尺の溝より積みて二尋の澮に至れは則ち一同の間膏腴の地を捐てゝ以て溝洫の制を爲し賦

稅の入を捐てゝ以て溝洫の利を治むる蓋し少からす是を以て能く其蓄洩を時にして以て水旱に備ふ子產鄭に相たる猶必す田をして封洫あらしむ蓋し之を謂ふなり秦人阡陌を破り井田を廢し民の耕す所に任せ多少を計らさりしより溝洫の制大に壞れ後の智者遂に川澤の勢により水を引て以て田に灌く而して水利の說興れり魏の史起か漳水を引て鄴に溉き秦の鄭國か涇水を開きて關中に溉き季冰か蜀渠を開きて蜀に灌くか如き漢の劉信の舒渠文翁の湔口渠白公の白渠召信臣の鉗廬陂後漢の鳥臻の鏡湖唐の溫造の君史渠の如き皆其著名なるものなり夫れ農夫火耕水耨以て稻粱を生す讀講を通し陂澤を蓄ふるは衣食を饒にする所以なり水利の溝固より忽にすへからさるなり然れとも水利の民害をなすもの

大抵誤擧と擾民に在るのみ

安石の水利法

神宗の農田水利法を行ふや程顥等八人を分遣し水利を訪察せしめ諸州縣の古陂廢堰皆之を興復し溝渠を新開する者勝て數ふへからす熙寧三年より九年に至る七年の間諸路水利を興修する凡て一萬零七百九十三處而して王臨の汴水を引き程昉の河北の塘濼を廢し漢叔獻の漢河を決するは誤擧の大なる者なり何となれは則宋河を恃みて以て虜を捍き汴を恃みて以て食を通し塘濼を恃みて以て邊を安す安石目前の小利を規りて百年の大計を誤り後世爲に害を蒙りたる者擧て數ふへからす時に梁山泊を涸すときは食田萬頃を得へしと献言する者あり安石其説を然りとし復た水を貯ふるの地なきを憂ふ劉貢甫曰く其傍に於て別に一の梁山泊を穿たは則ち以て之を貯ふへしと安石笑ひて止みたり當時水利の事大率此に類す候叔獻清水を決して幾縣に溉きてより澶州の間毎歲水患を被り汜州縣水利を興修するの地亦常に水害に堪へす蓋し徒に河泉の水を引きて以て田に灌くへきを知りて而して灌渫の田將に胥ひて水と爲らんとするを知らす是亦梁山泊を涸するの類なり若し夫れ擾民の害を以て之を言へは則ち所在老少を追集して可否を相視し吏卒過くる所鷄犬一に空し其役を起すに當り農事を妨け百姓を苛役し古陂廢堰近民冒佃して已に永業に同しき者と雖とも亦必す盡く追收し陂渠に當るの地は廬舍墳墓を毀壞して顧みす蓋し水利の使者は大抵權倖の小人功利の姦黨治水の術に達せす漑の便に熟せす宜なる哉弊害の疊出するや

鷄犬一に空し

新法四　市易法

王安石桑弘羊劉晏の遺法を祖述し均輸法を行はんと欲したりしも終に成る能はず尋て周官泉府の名を假り桑弘羊平準の跡を襲ひて市易法を立てたり是より先布衣魏繼宗上言すらく京師は百貨の聚る所にして市に常價なく貴賤相傾く夫れ富めは能く奪ひ貧なれは能く與て乃ち以て天下を治むへしと市易法の立つ實に此に基けり是に於て市師に於て市易務を置き魏繼宗をして其事を監せしめ左京諸行舖の牙人を召して行人牙人に充て市易の事を行はしむ其法客商物貨を以て官に賣入れんと願ふ者あれは行人牙人をして其價を商量せしめ本務見要の物數に據り先つ官錢を支して之を買ひ若し見要の物にあらさるも收蓄變轉すへき者は又折博收買す此れ收買の法なり其之を出賣するや時價に從ひて轉變出賣して以て物價を平にす又限を立てゝ賒請するとを得賒請するものは金銀田宅の抵當を要す抵當なき者は三人以上の保證あれは亦賒請するとを得へし半年にして償納するものは息一分を出たし一年にして償納するものは之を倍す若し期限を過きて償納せさるものは毎月罰錢百分二を增收す此れ出賣の法なり既にして杭州黔州廣州鄆州成都秦鳳皆市易司を置けり是に於て商業繁盛の地皆市易の官あらさるなし安石の政專ら息を取るを以て富國の務となす青苗は卽春散秋斂して賒貸するの息あり市易は卽ち賤買貴賣して貿易の息あり唯其の息を取るを主と爲す故に青苗は農民救恤を以て名となすと雖も抑配に免れす市易は市場整理を以て名と

なすと雖とも商人と利を爭ふを免れす之を買ふは其賤しからんとを欲し之を賣るは其貴からんとを欲し唯賒請の多からすして息利の贏ならさるを是れ懼る富商豪賈の爲に異なるもの幾と希なり京師市易務は熙寧五年に立ち一百八拾七萬支を本錢となせしか九年に至り息錢總收一百三十三萬二千緡有奇に及へり其利大なりと云ふへし然れとも市易法行はれてより商旅頓に都に入らす此を以て商稅大に虧けたり市易司得る所の息錢多と雖も蓋し以て之を補ふに足らさるなり事是に至て其市場整理の實何くに在るや時に京師の市

免行錢

肆又免行錢と稱する商稅あり秦漢以後商人の稅は唯門關渡津に於て貨物の通過稅を課するのみにして營業に課稅するとなかりしか免行錢は即ち免許の稅なり凡そ官府の需要す

る所ある毎に商人其急に乘して價を數倍して官に供するか故に官府の買價は常に市價に倍屢するを免れす免行の法は即ち其弊を防くより出てたるものにして毎年官府應に用ふへき物數を計り免許を得たる行舖に命し預しめ價格を定めて需要に應せしむるか故に高買の弊なきなり然れとも法を立つるの際更に上中下の等を辨せす貧富を通して一例に稅を出たさしめたるを以て商人免行を願ふもの甚た少なし既にして令を下し不繫行の人は街市に在りて賣易し免行錢を納むるものと利を爭ふとを得す官に至り免行錢を納れて方に市に在りて營業するとを得へく錢を納れすして賣易するものは罪あり告發するものは賞を與へたり是れ即ち純然たる營業にして免行錢の性質と背戻せりと云ふへし安石立法

の意蓋し其何れに在るを測るへからさるなり

貨幣

秦の貨制

春秋戰國の時に當て貨幣に準なきは固より論なし秦の始皇天下を一統するに及ひ舊幣を一掃し其形を定め其量を齊しくし其位を同しくし半兩錢を鑄造して國内をして通行せしめたり其錢銅を以て質と爲し和するに錫を以てし圓形にして方孔あり文半兩と曰ふ兩とは秤量の名なり錢に重量を標記證明するは是を始とす漢人之を八銖錢と謂ふ其の黃金は鎰を以て名と爲す鎰も亦秤量の名にして二十兩之を鎰と謂ふ黃金は秤量を以て之を行ひ定形定位なし其價銅錢に因りて低昂す大抵秦漢の際黃金一鎰銅錢の一萬枚に相當り故に秦の幣金を上幣とし銅錢を下幣とす而して貝玉銀錫の屬器

前漢の貨制

飾と爲して交易に用ひす是に於て始めて貨制の整頓を視商旅停滯せす人民頗其便に賴る漢人秦制に因り幣たる亦二等而して黃金斤を以て名と爲す銅錢は時に隨ひて改革常なし高祖秦錢重くして通用に便ならすと爲し五分錢を創鑄して半兩錢に代ふ五分とは一銖の十分の五にして秦錢より輕きこと十六分の一薄きと榆莢の如し故に民間莢錢の稱あり此時米價甚賤しかりしか故に黃金は殆んと日用の交易に便せす故を以て弊害の貿易に及ほす者後世より大なる者あり秦の半兩錢誠に重きに失せり民貨幣紊亂の際に居り俄に畫一の制を見るを以て一時喜ひて之に從ひ其不便を顧みるに暇あらさりしなり高祖の之を改鑄するは誠に善し然れとも減して十六分の一に至るは亦之を矯むるに過きたりと云ふへし故

を以て物價騰躍し人民便とせす是を以て高后に至り五分錢を罷めて復秦錢を行ふ尋て復た五分錢を用ゆ文帝に至り新に四銖錢を鑄て以て五分錢に代へたり是より人心稍安し其重さ四銖而して文に半兩と曰ふ量文と稱はす蓋し半兩錢行はるゝ數十年故に人民の慣稱に從ひ直に名けて半兩と曰ふのみ武帝の初四銖錢の量を盜減し爲めに物價の騰貴あるか故に更に三銖錢を行ひ後又四銖錢となしたり

錢輪郭の嚆矢

從前の錢皆扁平にして輪郭なかりしか故に周邊を盜磨するも容易に識別する能はさりしか是に至り内外共に凸郭を施し以て錢を磨し鎔を取るとを得さらしめたり支那銅錢に凸郭あるは是を以て嚆矢とす三銖錢を行ふの歲又禁苑の白鹿の皮を以て皮幣を造れり方一尺藻繢を以て緣を飾り内に龍文を畫けり一枚錢四十萬に値す皮幣太古の世に廢してより後世之を行ふ者唯武帝あるのみ是より以前銀を以て交易を媒助するとなかりしか是に至り皮幣と共に鑄造銀貨を發行せり

皮幣と銀貨

白撰　重さ八兩　其形を圓にして天に象る　其文龍値錢三千

次品　重さ六兩　其形を方にして地に象る　其文馬値錢五百

下品　重さ四兩　其形を楕にして人に象る　其文龜値錢三百

是を白金三品とす貴金屬の打印貨幣は支那四千年間獨り漢武に於て之を見るのみ其後五銖錢出て白金遂に廢たる而して天下盜鑄甚た多く其原因を究むるに各所分鑄勢自ら法錢と質兩の差を生し爲めに姦人の僞巧を容れ易きか爲めなるを知り依て一監專鑄となし郡國の分鑄を廢するに至り是よ

り盜鑄の弊頓に止めり

王莽の貨制

王莽の攝に居るや始めて漢制を變し周人子母相權の法あるを以て大錢契刀錯刀あり大小錢三品を製し漢の五銖錢と並

貨幣二十七品

へ行へり後三年五銖錢を罷め更に寶貨二十七品を作れり即ち錢貨六布貨十貝貨四龜寶四銀貨二金貨一とす其四民困頓慣亂の狀は普通歷史の記する所たり幾くもなく又更に貨布貨泉の二品を造し貨布を以て大錢に換へ貨泉を以て小錢に換へ(大錢小錢は錢貨中の二品)天下轉た〻慘憺以て亡ふるに至れり

後漢の貨制

後漢光武に至り王莽の寶貨を廢し代ゆるに前漢の五銖錢を以てし民困始めて癒へ天下其便に因れり是より一百六十年間變鑄するとなし靈帝の時に至り財政愈困難を告げ四出文錢を發行し五銖錢と共に通用せしめたり後董卓五銖錢を壞りて更に小錢を鑄造せしとも人用に便ならさりしか故に錢賤しく物貴く米一石數萬錢に至れり三國魏の爲め一切の貨弊を廢し穀帛を以て交易を行はしめたり顧ふに是れ金銅の欠乏より一時の權宜策に出たるなるへしと雖とも其民の甚た不便を唱へさりしは蓋し戰亂相尋き道路梗塞商旅通せす民間自ら物品交易をなし居たる時にして却つて其俗に適したる者なるに因る明帝の世に至り錢廢する四十年穀帛を用ゆる既に久く世間漸く不正者を出せしを以て再五銖錢を行ふに至れり當時吳の孫權も亦大錢當五百及大錢當千の二品を鑄れり晉に至り其錢三國の舊錢を用ゆ更創する所あるを聞かす東晉元帝の都を建業に建つるや吳の舊錢を用ね輕重雜へ行へり當千錢は之を比輪と謂ふ當五百錢は之を

復た物品交易の世となる

晉の貨制

四文と謂ふ南宋の東晉に代るや錢幣を增鑄して生民の困苦を救ふの急務なるを察し四銖錢を創鑄して舊錢と並へ行へり貨幣鑄造の擧廢してより一百六十年餘是に至りて鑄造復行はれたり且其錢文量を以てせすして年號を以てせり之を後世年號錢文の嚆矢とす其後政府財政に窮せし爲め二銖錢を鑄るに至り民間僞錢甚た多く其最も薄劣なるものを鵝眼錢と謂ふ一千枚の貫にして長さ三寸に盈たす大小之に稱ふ此より劣るものを綖環錢と謂ふ水に入りて沈ます手に隨ふて破碎す數十萬錢一掬に盈たす又猶之を通用せり百物踊躍して商賣行はれす茲に於て古錢の外一切之を禁斷し官復た錢を鑄す而して古錢は姦人の鑄潰する所と爲り存するもの幾何もなく其價甚た暴騰するに至れり齊の宋に代るや其一

年號錢文の矢嚆

錢水に入りて沈す

代唯古錢を用ゐ之を助くるに僞錢を以てせるの古錢種類頗る多し大平百錢定平一百五銖、五銖稚錢、五銖廿錢豐貨錢、對文錢等あり此等輕重一ならす總へて古錢と稱す其の何代に出つるや考ふ可からす梁の齊に代るや貨制整理は又其急務なりとす武帝の時錢府を立て錢貨二品を創鑄す一を公式女錢と云ふ一を五銖錢と云ふ新錢既に成り悉古錢の使用を禁し民に令し新鑄二品の外通用を許さす以て貨制を一定せんと欲したりしか慣習の久しき民古錢を用いて止ます因て銅錢を罷め更に鐵錢を發行して之に代へたり人鐵錢の鑄造し易きを以て僞造雲の如く起り鐵錢遂に丘山の如し交易する者車を以て錢を載せ復枚數せす唯貫を以て論するに至れり末年に及ひ鐵錢遂に行はれす而して僞造銅錢又世に出たり重

梁帝の武丘山の如し